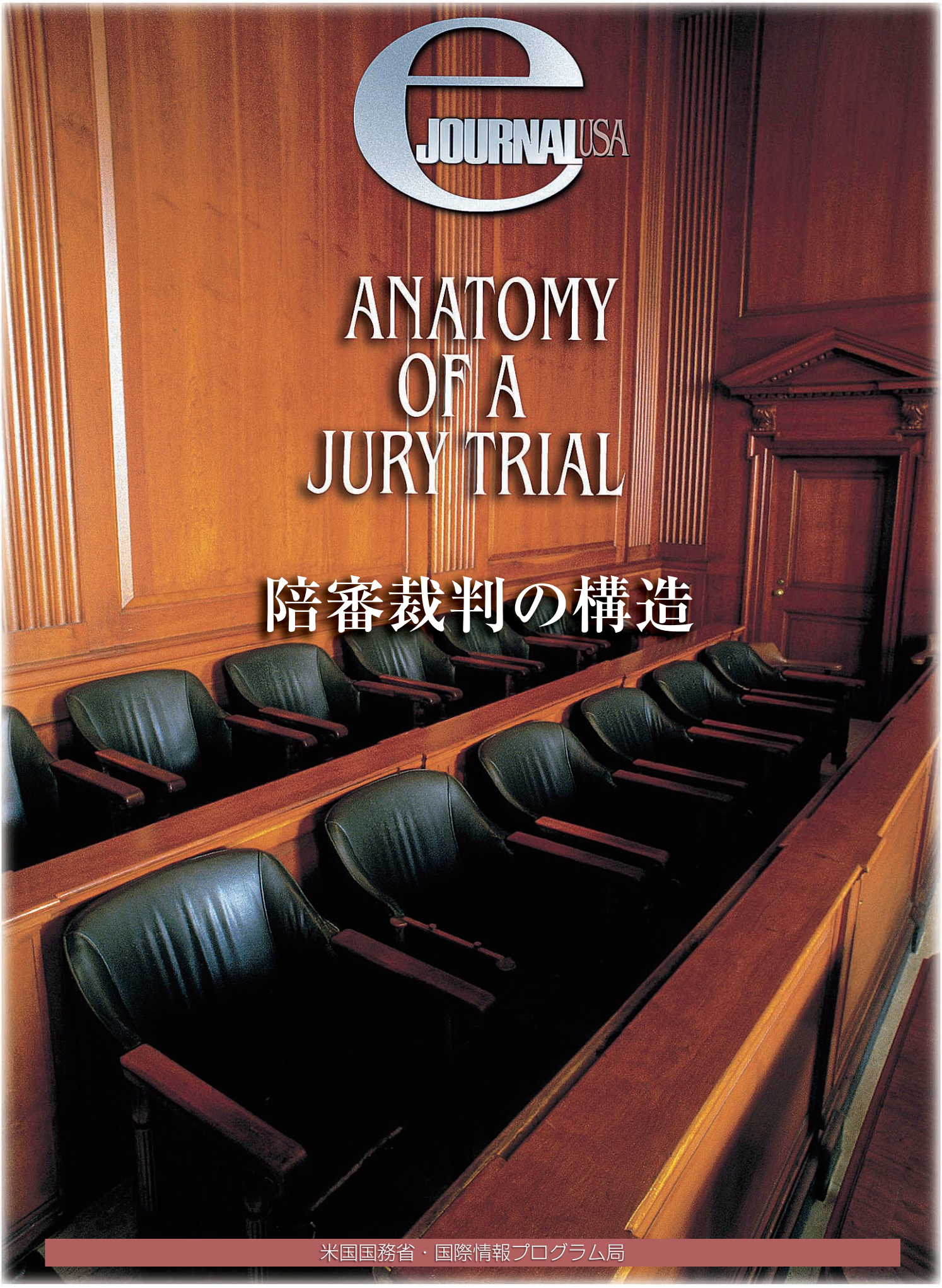

eJOURNAL USA

ANATOMY OF A JURY TRIAL

陪審裁判の構造

米国国務省・国際情報プログラム局

米国国務省　2009年7月
第14巻第7号

http://www.america.gov/publications/ejournalusa.html

国際情報プログラム：

発行責任者　Jeremy F. Curtin
編集主幹　Jonathan Margolis

クリエイティブ・ディレクター　George Clack
編集長　Richard W. Huckaby
副編集長　Bruce Odessey
制作　Janine Perry
制作補佐　Chloe D. Ellis
ウェブ制作　Janine Perry

原稿整理　Kathleen Hug
写真編集　Maggie Johnson Sliker
表紙デザイン　Diane Woolverton
グラフィックデザイン　Min Yao
参考資料担当　Anita N. Green
Paula Hannaford-Agor

カバーイメージ　© Jupiterimages

米国国務省の国際情報プログラム局は、eJournal USA のロゴ名で毎月電子ジャーナルを発行し、米国や国際社会が直面する主要な問題、ならびに米国の社会や価値観、考え方、様々な制度について検証しています。

最新号は毎月まず英語で発行され、続いてフランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語版が発行されます。必要に応じてアラビア語、中国語、ペルシア語の翻訳版が発行される場合もあります。ジャーナルはそれぞれ、発行巻数（出版された年の番号）と、号数（1年間に発行された各号の番号）別に目録に掲載されます。

ジャーナルの中で提示された意見は、必ずしも米国政府の見解や政策を反映するものではありません。米国国務省は、ジャーナルがリンクするインターネット・サイトの内容、およびこれらのサイトへの継続的な利用の可能性について、一切の責任を負いません。各サイトについての責任は、サイトの発行者のみに帰属するものとします。ジャーナルに掲載される記事や写真、イラストは、著作権についての明記がない限り、米国外での複製や翻訳を認めますが、明記があるものについては、ジャーナルに記載されている著作権保有者の許可を得なければなりません。

国際情報プログラム局は、http：//www.america.gov/publications/ejournals.html で、ジャーナルの最新号とバックナンバーを数種類のデータ形式で提供しています。ご意見等は、最寄りの米国大使館、または下記の編集部までお寄せください。

Editor, eJournal USA
IIP/PUBJ
U.S. Dpartment of State
301 4th Street, SW
Washington, DC 20547
United States of America
E-mail：eJournalUSA@state.gov

編集・発行：米国大使館レファレンス資料室（2010年2月）
本号の日本語文書は参考のための仮翻訳であり、正文は英文です。

本号について

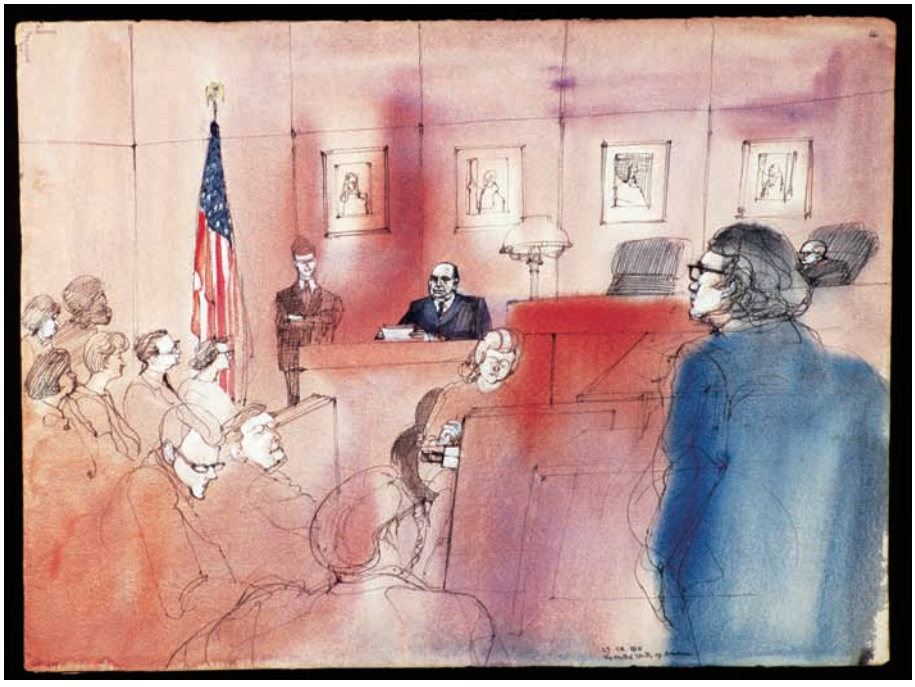

© Franklin McMahon/Corbis

1950年代ハリウッド映画の名作、「十二人の怒れる男」（原題：12 Angry Men）は、陪審室の中で行われる審議を中心に物語が展開する。陪審員８番を演じるヘンリー・フォンダは、父親殺害の罪に問われたヒスパニック系の少年を有罪とする圧力に屈せず、緊張とスリルに富んだ審議を通じて、徐々に他の陪審員をも（その中には賢者も愚者も、老いも若きも、そして心やさしい人も偏見を持つ人もいる）無罪評決支持へと変えていく。

現実の陪審裁判は普通、これほどドラマチックでも感動的でもないが、それでも陪審裁判には多くのメリットがあるというのが大方の意見である。

陪審は通常、６人または12人の一般市民から成り、同胞たる市民のために非常に重要な役目を果たす。すなわち、陪審制度が始まった中世の英国の場合と同様に、今も陪審は、政府が、仮にそれが民主的な政府であっても、抑圧的な訴追に走ることを防ぐ。

「陪審員は、市民を罰する、あるいは罰しない、という、国家の持つ強大な力を行使する」と、テレビジャーナリストのフレッド・グレアムはＥ－ジャーナル本号で書いている。「その意味で、陪審員は統治者の上に立つ存在である。そして、それ故世界中で強い関心を集めるようになった」のである。

より広い意味での司法制度、さらには民主政治自体と同様、陪審制度も完ぺきなものではない。国民が常により良い連邦の創造を目指す米国では、法曹界のリーダーたちが陪審制度の改善を指示し、陪審の構成を地域社会の多様な民族的・経済的背景をより適切に反映したものにするよう奨励している。

本号は、ある意味で、陪審員自身、裁判官、検察官、被告側弁護人、証人、および記者の目撃証言を通じて、米国の陪審制度を詳細に検証したものである。本誌では、犯罪が発生した際に正しい裁きを行うために、陪審制度が最良の方法なのかという問題提起を繰り返し行っているが、この問題を明確に示すために、オランダと米国の法学教授が異なる考え方を対照的に論じている。また、米国弁護士協会が選んだ裁判映画の優秀作品のいくつかのシーンの写真や、人気テレビ番組「ロー＆オーダー」（原題：Law & Order）のプロデューサーへのインタビューを通じて、大衆文化と、陪審室というドラマが重なり合う部分についても検証する。

特筆すべき事実がひとつある。それは、米国の成人の29％が、その人生において陪審員を務めた経験を持つということである。そして、その経験によって、彼らはおそらくより良い市民になっているはずである。

編集者一同

U.S. Department of State / July 2009/ Volume 14 / Number 7
http://www.america.gov/publications/ejournalusa.html

陪審裁判の構造

4 米国の陪審
フレッド・グレアム
truTV アンカー
米国の陪審制度は、国王の暴政から臣民を守ることを目的とした英国の慣習に由来する。社会の変化と共に進化し、生き延び、現在でもなお政府の権力をチェックする機能を果たしている。

7 陪審員の役割
D・グレアム・バーネット
プリンストン大学歴史学教授
陪審員に対して合理的な疑いの余地なく有罪を立証することは、厳しい試練となり得る。罪を犯した者が、陪審裁判によって自由の身になる可能性もあるが、それでもなお陪審制度は他のいかなる制度より優れている。

11 陪審裁判用語集・手続きの流れ
ジャック・キング、全米刑事事件弁護士協会、広報担当ディレクター

15 裁判官の役割
リカルド・M・ウルビーナ、ワシントンＤＣ連邦地方裁判所判事
陪審員は公正を誓った裁判官の代理のようなものだということを、裁判官は陪審員に理解させる必要がある。

18 陪審裁判に対する賛否両論
陪審裁判に賛成
ニール・ビドマー、デューク大学ロースクール法学教授
陪審裁判は、訴訟における評決に対する信頼感を地域社会に醸成するだけでなく、陪審員をより良き市民へと変えるようである。

陪審裁判に反対
ピーター・Ｊ・ファン・コッペン、マーストリヒト大学ロースクール法心理学教授
陪審裁判制度は非常に複雑で費用がかかるため、被告人のほとんどは司法取引を受け入れざるを得ない。陪審裁判が開かれる場合でも、陪審員は自らの能力を超えた専門的な問題を検討することが多い。

26 検察官の役割
シェーン・リード、連邦検事補
検察官は、被告が罪を犯したとする政府の主張を陪審員に納得させることだけでなく、無実の人が不当に有罪とされないようにすることにも努める。

28 世界の陪審制度

29 被告側弁護人の役割
バリー・ポラック、ミラー・シュバリエ弁護士

裁判で争おうとする被告人のために、有能な被告側弁護人は、政府の強大な権力に挑むことさえある。

32 **陪審制度の改善に向けて**
グレゴリー・E・マイズ、全米州法廷センター、司法フェロー
陪審をより適切に地域社会を代表するものにし、また、陪審員が複雑な問題をより良く理解できるように裁判の進め方を変える――こうした目標を実現するための原則の推進に取り組んでいる団体が2つある。

34 **証人の役割**
モーリス・ポスリー、ジャーナリスト・作家
証人がどのように事実を提示するかによって、陪審員が感情的に影響を受けることがある。

36 **州により異なる制度**
ポーラ・L・ハンナフォードアゴール、全米州法廷センター、陪審研究センター・ディレクター
陪審裁判をめぐる慣行は、各州裁判所によって、および州裁判所と連邦裁判所の間で大きく異なる。

38 **ジャーナリストの役割**
テッド・ジェスト、「刑事裁判ジャーナリスト団」会長
取材記者が陪審裁判を監視することによって、国民は司法制度が公正に機能していることにさらなる安心感を抱く。

40 **現実を映し出すＴＶドラマ「ロー＆オーダー」**
リチャード・スウェレン、「ロー＆オーダー」の脚本家兼プロデューサーへのインタビュー
「ロー＆オーダー」は、現実の、時として苦渋に満ちた、刑事司法制度の複雑さを映し出すことによって、19年間にわたって米国のテレビファンを魅了してきた。

43 **追加資料**

米国の陪審

フレッド・グレアム

米国の陪審制度は、国王の暴政から臣民を守ることを目的とした英国の慣習に由来する。何百年もの間、陪審制度は社会の変化と共に進化し、生き延び、現在でもなお政府の権力をチェックする機能を果たしている。フレッド・グレアムは、truTV（旧称コート TV）のアンカーで、1972 年から 1987 年まで CBS ニュースの主任法廷記者を務めた。

2009 年の冬、レバノンのルミエ刑務所の受刑者たちは、芝居を上演する許可を与えられた。彼らは、米国で最初はテレビドラマとして制作され、その後 1957 年に映画としてヒットした「十二人の怒れる男」のアラビア語版を上演することに決めた。ある殺人事件をめぐって激しい議論を交わした末に被告人を無罪とする陪審員たちの物語である。

受刑者たちが演じた「十二人の怒れる男」は大成功を収めた。しかし、レバノンには、他のほとんどの国と同様に陪審裁判は存在せず、観客である受刑者たちは皆、陪審裁判の本質とも言うべき一種の苦渋に満ちた審議の恩恵を受けることなく刑務所に閉じ込められていた。今日、世界中の陪審裁判の 90%は米国で行われており、米国ではこの制度が広く普及している。

米国の陪審制度の何がそこまで人々の心をとらえるのか。なぜ米国では根付いて、他の国ではほとんど存在しないのか。かつては陪審制度を広く利用したものの、次第に裁判官による決定に委ねるように変わってしまった諸国と同じように、米国の陪審制度も崩壊の種を宿しているのか。

その答えは、米国の陪審制度の歴史的ルーツと、陪審裁判の活力を脅かしかねない法律の改正や社会の変化に適応できる米国の制度の卓越した能力にある。

米国の陪審制度は、中世の英国から受け継いだものである。当時の英国では、12 人の「自由かつ法律上の資格のある」男性が各地域社会から召集され、国王が公正な裁きを下すのを手助けした。何世紀にもわたり、こうした陪審員団は、その地域で起きた不正行為について自分たちが知っている事実に基づいて判断を下した。しかし、英国の人口が増えるにつれ、ほとんどの場合、近所のうわさ話に基づいて判断を下すというわけにはいかなくなり、裁判所で審理する証言に基づいて決定を下すことが多くなっていった。米国の法律制度が英国のモデルを吸収した頃には、米国の陪審員は、事件に関して何か知っていたとしてもそれはすべて無視し、裁判所で提示される証拠のみに基づき、事実を判断するよう注意を受けていた。

英国人は、陪審裁判を国王の暴虐に対する防護壁となり得るものと見なしていたが、それを維持したのにはもっと現実的な理由があった。英国の法律には、比較的軽い犯罪でも死刑に処されるなど過酷な刑罰が定められていた。英国の陪審は、被告人を無罪にしたり、減刑したりすることによって、この衝撃を和らげる役割を果たした。

圧制への抵抗

米国の法律では、このような問題は起きなかったが、18 世紀の米国植民地の入植者たちには、陪審裁判を維持する彼らなりの理由があった。彼らは、英国による犯罪訴追手続きを抑圧的なものと見なし、これを阻止する楯として陪審裁判を使ったのである。英国の支配者たちが、植民地の入植者を、英国船以外の船で違法に交易したとして起訴しても、現地の陪審が被告を無罪にするケースが相次いだ。著名な新聞発行人ジョン・ピーター・ゼンガーは、英国王が任命した総督を批判したとして裁判にかけられたが、ニューヨークの陪審は彼を無罪とし、これは報道の自由を認める初期の判例のひとつとなった。従って、入植者たちが革命に向けて動き出したとき、彼らが「独立宣言」の中で、英国の国王を「多くの場合、陪審による裁判の恩恵をわれわれから奪っている」と非難したことも驚くにはあたらなかった。

そして、新国家となった米国は 1791 年、「権利章典」を採択し、その中で「すべての刑事上の訴追において、被告人は、公平な陪審による迅速な公開裁判を受ける権利を有する」と規定した。また、民事事件において陪審裁判を受ける権利を維持することを規定した。

その後長い年月にわたり、合衆国最高裁判所は、陪審の概念を状況の変化に適応させる形で、これらの保障を解釈してきた。かつては陪審を務めるのは、財産を所有する白人男性に限られていたが、陪審を務める権利は次第に少数民族および女性にも拡大されていった。裁判所は、軽微な犯罪については陪審裁判を受ける権利は適用されないとし、また、いかなる被告人も陪審裁判を受ける権利を放棄して裁判官による裁判を選ぶことができると判示した。当初は、すべての陪審は 12 人で構成され、その決定は全員一致でなければならないとされたが、最高裁判所は、陪審制度に、より柔軟性を持

たせて6人で構成される陪審も認め、すべての評決が全員一致の投票によらなくてもよいと判示した。従来、貧しい被告人は、陪審を前に自分一人で検察官と向き合わねばならなかったが、最高裁判所は、そうした被告人のために、政府は無料で弁護人を提供しなければならないという決定を下した。

陪審裁判を受ける権利は、実際より多少立派なものであるような印象を与えがちである。というのも、実際には、告発された人のほとんどは、この権利を行使しないからである。彼らは、陪審による裁判で有罪となった場合には、自分の違法行為が法廷での証言によって強調され、裁判官が重い刑罰を下す方向に傾くだろうとということを知っているのである。そこで、彼らは検察官との司法取引を行い、刑罰の軽減と引き換えに、より軽い罪で有罪を認めることに同意する。検察側は、公判にかかる手間、費用を省ける上に、公判に伴う不確実性を排除できるので、しばしば司法取引に同意する。多くの法域で、10件の訴追のうち9件以上がこうした方法により、陪審裁判なしで決着している。

米国の法制度の観測筋の間では、このような司法取引への依存度の高さに対して、批判の声が高い。司法取引への依存度が高いことは、検察側と弁護側の陪審裁判で勝つチャンスは理論上同じであるはずなのに、実際には通常、検察側に有利な点が多いという現実を反映している。被告人には弁護人を付けてもらう権利があるが、経験の浅い、過労状態の公選弁護人が付く場合が多く、そうした公選弁護人は、陪審を前に闘い抜くよりも司法取引で決着を図りがちである。さらに、一般的に言えば、検察側の方が弁護側より、事件の調査や証拠の分析、陪審員候補者のチェックのために使う資金をはるかに多く持っている。その結果、被告人の間には、陪審裁判を受ける権利に対して、ある程度の不信感がある。陪審裁判を受ける権利が、「公正な裁き」という点において、実際になし得る以上のことを時に約束しているように思えるのである。

実際、学者や裁判官など陪審制度を観察する人々は、陪審裁判の権利を権利章典に盛り込んだ当時の政治家たちが想像もできなかったような現代社会の発展により、陪審制度は数々の問題に直面していると指摘している。

米国弁護士協会（ＡＢＡ）が選んだ裁判映画

© Time & Life Pictures/Getty Images

Anatomy of a Murder：邦題「或る殺人」（1959年）
小さな町で、嫌われ者の陸軍将校が、バーテンをしている男を殺害した罪で告発される。彼は浮気性の自分の妻が、この男にレイプされたと主張する。映画はこの裁判に関わる人々の、理想とはほど遠い行動をリアルに描くとともに、不完全極まりない裁判でも、完ぺきではないにしろ、道理にかなった判決をもたらす可能性があるという認識を示す。担当判事（演じるのは本物の有名弁護士、ジョセフ・N・ウェルチ、写真左）が被告側弁護人（ジェームズ・スチュワート、中央）と検察官（ジョージ・C・スコット、右）と協議するシーン

人種による影響

数ある問題の中でも最もやっかいなのが、陪審員の選任に及ぼす人種の影響である。伝統的に、検察側・弁護側双方とも、陪審員の選任段階で、陪審員候補者をある一定数まで理由を告げることなく排除する権利を与えられてきた。近年、この権利（「理由不要の忌避」と呼ばれる）は、アフリカ系米国人は刑事裁判で被告人に同情的になりがちだと考える一部の検察官により、陪審からアフリカ系米国人をすべて除外するために使われるようになった。最高裁判所は、こうしたやり方を非難し、検察官が黒人を陪審から除外するには、そのための正当な理由がなければならないとの裁定を下した。しかし、検察官も巧妙に、たまたま黒人である陪審員候補者を除外する理由として人種以外の要因を挙げるようになっているため、この裁定を実行させるのは困難な状態が続いている。その結果、一部の黒人の被告人とその弁護人は、

この制度は被告人が自分自身と同等の身分の人々で構成される陪審による審理を受けることを否定するものであるとして、怒りを募らせている。

米国建国の父たちが決して予測できなかったと思われるもうひとつの問題は、被告人が有名人である場合、それが陪審制度に及ぼす影響である。米国ではテレビや映画の普及により、一部の人々によって金持ちの有名人が一般人より特別な待遇を受ける価値があると見なされるという、セレブリティ文化が生まれた。こうした風潮は、有名人が裁判にかけられ、有名人の崇拝者が陪審員になった場合、異様な結果をもたらす。

その典型的な例が、エンターテイナーの故マイケル・ジャクソンをめぐって、カリフォルニア州で2005年に行われた児童性的虐待裁判である。長い裁判で陪審員を務めるのは負担が大きいとみられたにもかかわらず、陪審の選任に当たって、陪審員候補者の多くが何とかして陪審員に選ばれようと画策していることが明らかになった。裁判にかけられたジャクソンを見ようと、世界中から傍聴人が押し寄せ、陪審員の中には有名人病にかかり、異様な行動をする者も出た。陪審員の一人は、自分の言い分を証明するため、テレビで放送された裁判の様子を録画したビデオテープをひそかに陪審室に持ち込んだ。また、陪審が全員一致ですべての訴因についてジャクソンを無罪とした後、2人の陪審員がテレビに出演し、ジャクソンは実は有罪であり、自分たちはこの事件に関して本を書くつもりだと発言した。

陪審員が本を書くことは、有名人をめぐる事件につきまとう問題のひとつである。多くの陪審員にとって、出版契約を結ぶことは、大金を手に入れる人生最高のチャンスであり、その誘惑は時に抗しがたいものがある。元フットボールのスター選手で俳優のＯ・Ｊ・シンプソンをめぐる1995年のセンセーショナルな裁判（元妻とその友人を殺害した罪に問われ、物議をかもしながらも無罪となった）の終了後、担当裁判官は、陪審員全員が何らかの出版企画に加わっていると嘆いた。法律に詳しい関係者は、合衆国憲法修正第1条に定める言論の自由の権利に基づき、陪審員が陪審を務めた事件について書く権利があることを認めているが、それに批判的な人々の大多数は、こうした慣習は陪審制度に不健全な影響を及ぼすと考えている。

このほか、米国の都市化によっても、建国の父たちが予測し得なかったような問題が陪審制度に突きつけられている。ニュース性のある事件の場合、メディアが大々的に報道するため、事件について先入観のない陪審を選任するのに何週間、時には何ヵ月もかかることがある。陪審コンサルタントという新しい職業が生まれ、高度な世論調査テクニックを用いて、法廷弁護士が自分たちにとって有利になるような陪審員を選任するのを手助けするようになった。注目度の高い事件の陪審裁判は多くの場合、非常に複雑であるため、高額の費用が必要な弁護団を雇う余裕のある被告が有利になり、それが陪審制度は金持ちに有利に働くという一般認識を増大させている。

こうした問題はあるが、陪審制度は米国では健全に機能している。陪審員は、市民を罰する、あるいは罰しないという、国家の持つ強大な力を行使する。その意味で、陪審員は統治者の上に立つ存在である。そして、それ故世界中で強い関心を集めるようになったのである。

本稿に示された意見は、米国政府の見解または政策を必ずしも反映するものではない。

米国における陪審裁判

米国における陪審裁判の年間件数：

推定15万4000件（州裁判所：14万9000件、連邦裁判所：5000件）

- 刑事裁判が66％（重大犯罪：47%、軽犯罪：19%）
- 民事裁判が31％
- その他4％

出典：State-of-the-States Survey of Jury Improvement Efforts（April 2007）, National Center for State Courts

注：四捨五入のため、合計は100％を超える

陪審員の役割

D・グレアム・バーネット

© AP Images/Mona Shafer Edwards

陪審員に対して合理的な疑いの余地なく有罪を立証することは、厳しい試練となり得る。罪を犯した者が、陪審裁判によって自由の身になる可能性もあるが、それでもなお陪審制度は他のいかなる制度より優れている。以下の殺人事件の裁判の話は真実であるが、関係者の名前は変えてある。筆者のD・グレアム・バーネットは、プリンストン大学の歴史学教授で、ニューヨーク市ブルックリン区で発行されている雑誌Cabinetの編集者でもある。A Trial By Jury（邦題「ある陪審員の四日間」）、近著Trying Leviathanなどの著作がある。

陪審を務めるということはどういうことなのか。この質問に答えることのできる米国人は何百万人もいると思われ、答え方もそれぞれ違うだろう。しかし、彼らがそれぞれひとつの答えを持っているということ、すなわち、その一人一人が自分たちは法廷に足を踏み入れ、裁判の展開を目撃し、最終的に自分の同胞である市民を裁いたということは、米国で私たちが目指す、公開性と民主主義の理想について多くのことを語っている。

米国は決して完ぺきな国家ではなく、法制度も完ぺきと言えるものではないが、市民陪審制度という伝統があるおかげで、米国の一般市民は、親しみとやりがいを感じられる方法で法の支配を維持し公正な社会を築くことに参加できる、すばらしい機会を与えられている。

この制度を美化してはならないし（米国の大多数の訴訟事件は陪審裁判を経ずに解決されることを覚えておくことが重要である）、また、魅力的に思われる陪審裁判の市民的側面を強調しすぎると、米国の法手続きのより大きな構造上、行政上の特徴（例えば、司法取引）から私たちの注意をそらすことになる危険が常にある。にもかかわらず、法律が米国でどう機能しているかを理解したいのなら、陪審の存在を考慮

米国における陪審裁判

毎年、米国で陪審任務に召喚される人の数：推定3200万人

- 配送不可として郵便局から戻される陪審召喚状：推定400万通
- 陪審任務に不適格とされる人（米国国籍を持たない人、当該管轄地域に住んでいない人、過去に重罪で有罪判決を受けた人）の数：推定300万人
- 陪審任務を免除される人（最近、陪審を務めた人、特定の職業に就いている人）の数：推定200万人
- 経済的困難または健康上の理由で陪審任務を免除される人の数：推定300万人
- 裁判所出頭日前に、裁判の中止または延期のため、裁判所により召喚を「取り消される」人の数：推定800万人
- 召喚されながら、裁判所に出頭しない人の数：推定300万人
- 毎年、陪審任務のため裁判所に出頭する人の数：推定800万人
- 毎年、候補者名簿から陪審員に選ばれる人の数：推定150万人

出典：State-of-the-States Survey of Jury Improvement Efforts（April 2007）, National Center for State Courts

に入れ、陪審が裁判所および米国民の生活（犯罪で告発された者、およびその運命を決めるのを手助けするために召喚された者の生活）の中で果たす役割を理解する必要がある。

私は歴史家であり、米国の大学で教えている者である。私の専門は、17世紀から20世紀の科学・技術の歴史であり、法律について正式な専門知識はない。しかし、今からおよそ10年ほど前に、私は、マンハッタンで起きた殺人事件の裁判で陪審員長を務めた経験について、小さな本を書いたことがある。その本、「ある陪審員の四日間」は、難しい事件を審理した陪審が評決に達するまでの苦悩を描いたものだが、かなりの注目を浴び、陪審がどのように機能するか（そして機能しないか！）を理解するための本として、今でもロースクールの学生や政策立案者に読まれている。以下、拙著で詳しく述べたことを簡潔にまとめ、私が陪審員を務めた経験から学んだことについての考察をいくつか記す。それが本稿の目的である。

陰惨な殺人

1998年の夏、警察官がマンハッタン南部の小さなアパートのドアをけ破って中に入ると、ランドルフ・カフィは窓の下の片隅でうつ伏せに倒れていた。すでに死んでいた。遺体の上背部、首、そして頭蓋（ずがい）底の部分に20カ所以上の刺し傷があった。どれも確かにひどい傷だったが、カフィを死に至らしめた傷は、実は隠れていた。それは、胸へのナイフの一撃による大動脈の傷だった。カフィは、その一撃を受けた後、ほんの数分しか生きていなかっただろう。

2年後に私がマンハッタンの法廷の陪審員席に座り、検察側が提出した遺体の写真を目にしたときには、警察はそのナイフを振るった若い男を捜し出していた。その若者、モンティ・ミルクレーは、真っすぐ前を見据え、裁判官席の前に弁護人と一緒に座っていた。ミルクレーは、次のように主張した。ある日、ニューヨークの通りを歩いていたところ、魅力的な若い女性に声をかけられた。そのうちにまた会いましょうと言われ、電話番号を渡された。誘いに応じて、ミルクレーはある晩その女性に電話をかけ、グリニッチ・ビレッジにある彼女のアパートへの道順を聞いた。ミルクレーがアパートに着くと、女性は彼を小さな薄暗い部屋に招き入れた。2人はソファに座り、際どいテレビ番組を見た。

2人が服を脱ぎ始めたときになって初めて、ミルクレーは、知り合ったばかりの相手が実は女性ではなく男性だということに気付いた。男はミルクレーとドアの間に立っていた。ミルクレーによれば、その次に起きたことは、男性の男性に対するレイプ未遂だった。もみ合ううちに、ミルクレーは、ズボンから小さなポケットナイフを取り出し、襲ってくる相手を刺した。まず胸を、それから、無理やり抱きつかれた状態で、背中を何回も刺した。ランドルフ・カフィが倒れると、ミルクレーは急いでドアへ走り、逃走した。

いずれにせよ、これはミルクレーの口から出た話のひとつだった。彼はこれとは違ういくつかの話をしていた。

最初の話はこうだった。全身血だらけで（ナイフを振り回した時、小指をもう少しで切断するところだった）、ニューヨークの混雑した通りに逃げ込んだミルクレーは、白人の集団に襲われて殴られたと言って（ミルクレーとカフィは共に黒人）、通行人に助けを求め、病院にたどり着いた。ミルクレーがカフィ殺害を認め、自分を誘惑した相手が実は男だったというとっぴな話を告白したのは、後になって警察が彼を病院から連行し、容疑者として追及したときだった（ミルクレー

を捜し当てたのは警察のカンが当たったからである。刃物による殺傷事件が発生すると、刑事はいつも現場付近の病院を回って、手に切り傷を負った者がいないか調べる。なぜなら、ナイフで何度も人に切りつけると、その間に自分自身が切り傷を負ってしまうことがよくあるからだ)。ところが、ミルクレーは、殺人罪での訴追に対して自分自身を弁護するために証言台に立つと、さらに話を変え、実際は電話でデート相手を探すサービスでカフィと出会ったと主張した。ただ、カフィを女性だと思っていたという部分とレイプ未遂の部分については供述を変えなかった。

陪審に召喚される

どうして私はこんな不愉快なことに巻き込まれてしまったのか。私としては、良き市民として有権者登録をしていただけだったのだが、お役所が物事を進めるにはそれで十分だった。当時、私と妻は友人のアパートをまた借りしていた。学業を終えたばかりで、社会人としての生活を開始したところだった。妻は草の根政治活動のオーガナイザーとして働き、私は教職に就くことを願って博士論文を本にしようとしていた矢先だった。

2人とも忙しかったので、郵便受け口から投げ込まれた私宛ての通知に、陪審任務のため、当時の住居のすぐ南にある裁判所に出頭するようにと書いてあるのを見たときには、かなり腹が立った。私は、ブツブツ言いながらも、裁判所へ出向き、大きな回転式抽選器から人々の名前が引き出され、選ばれた人がそれぞれ異なる法廷へ連れていかれるのを見ながら、裁判所のだだっ広い待合室でほぼ1日中ただ座って待っていた。

私の名前が読み上げられたとき、私はまだ自分が実際に陪審員に選ばれることはないだろうと思っていた。なぜなら、陪審員候補者はすべて、予備尋問（voir dire）というプロセスを経なければならないからである。この予備訊問で、弁護人と裁判官は、候補者が該当する事件の陪審員として適格であるかどうかの「感触」をつかむために、一連の質問をする。さまざまな理由で裁判のプロセスから外される可能性があり（例えば、自分は人種差別主義者だとか、心配でたまらないなどと答えた場合、あるいは当該事件についてすでに強い意見を持っている場合など)、私はとしては、いずれにせよ不適格と見なされるだろうと思っていた。

しかし、結果は違った。多くの質問に対して独断的な答えをしたにもかかわらず（例えば、私は死刑には反対で、国家により死刑に処されるかもしれない被告人を良心に従って有罪にできるかどうか分からない、と言った)、私は最後まで残って陪審員を務めることになり、しかも非常にタイプの違う12人の米国人から成る陪審のリーダー役、陪審員長にさせられてしまった。陪審の構成は、男性4人、女性8人、白人9人、黒人2人、ヒスパニック系1人、30歳未満が約半数、そして何らかの専門職に従事する人が約半数だった。その後の3週間で、私たちはお互いを非常によく知るようになった。

私たちが審理した証言の紆余曲折をここで繰り返し述べることや、評決を出すために隔離状態で評議を続けた4日間の張り詰めた空気を再現することは不可能である。私たちが担当したような重大事件では、事件について意見の一致を見るための評議の間、陪審員が国家によって監禁されたような状態に置かれることも珍しくない。そういうわけで、最終的な判断を下す前の66時間、私たちは家に帰ることも、家族と話すことも許されなかった。また、食事に行くのは武装した法廷警備官のエスコート付き、夜はホテルに閉じ込められ、護衛が付いた。

こうしたことはすべて、楽しい「公民」の授業などといった感じを、はるかに超える次元のものだった。それは、私たちを混乱させる、国家権力との遭遇であり、忌まわしい事件との出会いであった。私たちは、陪審室の閉ざされた扉の奥の厳しい試練の中で、自分たちに与えられた責務を理解しようと、そして、多くの矛盾した複雑な証拠の意味を解明しようと苦闘した。涙あり、争いあり、感情のこもった沈黙あり、そして神、同性愛者、真実および正義についての話し合いがあった。それは、民主的な評議を、激しいスポーツの域にまで高めたようなものであった。

評決

とりわけ、私たちは、国家が事件について「合理的な疑いの余地なく」証明するということが何を意味するのか理解しようと努めた。その立証責任の基準は非常に高い。そして、被告人が自己防衛を主張した場合、立証責任は国家にあり、国家は、被告人の行為が自己防衛ではなかったことを、合理的な疑いの余地なく立証しなければならない。2人の男が部屋に入り、一人だけが生きて部屋から出てきて、自己防衛を主張している。目撃者はいない。当事者のいずれにも過去の暴力犯罪を証明するものはない。生き残った被告人がうそをついている、と誰が「合理的な疑いの余地なく」断言することができるだろうか。

私たちにはできなかった。そして、最終的に、被告人に無罪の評決を下した。

私たちは、そのことに満足というわけではなかった。私たちは、被告人を好きになれなかった。被告人がすべてのことについてうそを言っている可能性が高いとも考えた。愛人であったかもしれないカフィを、単に殺害しただけという可能性もかなりあると考えた。しかし、ここで私たちに問われていたのは、私たちがどのような可能性がある、あるいはどのような可能性が高いと考えるか、ということではなかった。

米国における陪審裁判

陪審裁判の平均日数：刑事裁判は５日間、民事裁判は４日間
陪審評議の平均時間：刑事裁判、民事裁判ともに４時間

出典：State-of-the-States Survey of Jury Improvement Efforts（April 2007）, National Center for State Courts

そのことも私たちは理解していた。私たちが尋ねられたのは、何が合理的な疑いの余地なく証明されたかということだった。

正義は私たちの法廷でなされたか。正直、私にはまったく確信が持てない。私たちは説示に従って法律を適用したか。それは、実行できたと信じている。私たちは陪審室を出ながら、「無罪」判決は無実という意味ではない、と自らに言い聞かせた。

立証責任に、なぜそれほどまでに高い基準が求められたのか。私たちは、陪審任務を通じて、その点について多くを学んだ。なぜなら、私たち自身が４日間にわたって自由を奪われ、隔離された中で、恐るべき国家権力の影を垣間見たからである。そうした国家権力から市民一人一人を守ってくれるのは、つまるところ他の市民しかいない。このことが、陪審員を務めることによって私が学んだ、最も深い教訓であった。そして、将来もその教訓を決して忘れることはないであろう。

私は、時々、陪審制度は機能していると思うかという質問を受ける。その質問に対して、私は「民主主義は最悪の政治形態である。ただし、他のあらゆる政治形態を除けばだが」というウィンストン・チャーチルの有名な言葉を言い換えて答えることにしている。社会を築くために、私たちは、罪を犯した場合には互いに罰しなければならない。その生死にかかわる可能性のある決定を誰が下すべきなのか。米国では、その答えは、「自分自身と同等の身分の人々によって構成される陪審」である。確かに、陪審制度は常にうまく機能するとは限らないが、これに代わる別の制度の方が、果たして優れているのだろうか。本当にそうだろうか。

本稿に示された意見は、米国政府の見解または政策を必ずしも反映するものではない。

陪審裁判用語集

上訴（appeal）－（名詞）下級裁判所の判決または評決の上級裁判所における再吟味。

罪状認否手続き（arraignment）－（名詞）刑事被告人が裁判所に召喚され、正式に告発されるとともに、有罪または無罪の申し立てを行う手続き。大陪審による正式起訴評決（presentment）を参照。

逮捕（arrest）－（名詞）逮捕令状または相当の理由により、適法に身柄を拘束すること。被逮捕者（arrestee）とは逮捕された者をいう。

保釈・保釈金（bail）－（名詞）被告人の一時的な釈放を確保するために、現金または資産を裁判所に納付し、将来の一定の日時に裁判所に出頭することを保証すること。米国では、軽犯罪の場合の保釈金は、当該の犯罪に課される罰金の最高額に従って設定されることがあり、被告人がさらなる審問を受ける代わりに、保釈金を「支払い、没収される」ことを認めている。（動詞）現金または資産を納付することによって、被告人の釈放を得ること（「彼女は保釈金を払って弟を釈放してもらった」）。

起訴（charge）－（名詞）告発。（動詞）人を犯罪で告発すること。

民事裁判（civil trial）－（名詞）私人間の関係、私人と法人の関係、または法人間の関係について、民法に基づいて行われる裁判。

間接的な攻撃（collateral attack）－（名詞）ある人が収監されている場合、人身保護令状の請求などによって、その適法性または合憲性に異議を申し立てること。裁判の誤りや判決の違法性を申し立てることもある。

訴追請求状（complaint）－（名詞）警察に提出されるか、警察が提出する犯罪に関する正式な告発状で、被告人の初回出頭日に裁判所に提出される。

有罪判決（conviction）－（名詞）刑事裁判において、被告人が有罪であるとする判決。

刑事裁判（criminal trial）－（名詞）国家そのものに対する犯罪、個人に向けられたものであっても社会全体にとって攻撃的だと見なされる行為、例えば、武装強盗や強姦などに関して、刑法に基づいて行われる裁判。

被告人・被告（defendant）－（名詞）犯罪で告発され、裁判にかけられた人。

被告人側弁護人（defense counsel）－（名詞）地方、州、連邦レベルでの刑事手続きにおいて、被告人の代理人を務める弁護士。合衆国憲法修正第6条（下記参照）は、その一部で、「すべての刑事訴追において、被告人は自己の弁護のために弁護人の援助を受ける権利を有する」と規定している。

証拠開示（discovery）－（名詞）裁判に備えて、当事者双方の弁護人が事件に関する相手側の主張を知るための手続きで、文書および口頭陳述書の提出要請など。

証拠（evidence）－（名詞）争点となっている事実について、それを証明または反証する結果となる、法的手続きにおいて受け入れられた（「容認された」）あらゆるもの。武器や血の付いた衣服などの物的証拠や、目撃者の証言などの非物的証拠がある。

大陪審（grand jury）－（名詞）市民によって構成される集団で、一定の任期があり、検察官から提出された証拠を審理して、犯罪が行われたかどうかを究明する。大陪審は、その任期中に、多数の事件について審理を行うこともある。証言の聴取と検察側提出の証拠の検討を行った後、大陪審員の過半数が、犯罪が行われ、名指しされた人物がおそらくその犯罪を行ったと判断した場合は、その容疑者の罪を問う「正式起訴状」を発布する。

人身保護令（habeas corpus）－（名詞）囚人を裁判所に出頭させるための古くからの法的措置（「人身保護令状」）で、通常は、政府にその囚人の身柄を拘束する法的根拠があるかどうかを判断するのに使われた。少なくとも1215年の英国までさかのぼることができ、合衆国憲法でも言及されている。間接的な攻撃（collateral attack）を参照。

審理（hearing）－（名詞）裁判所が特定の事項に関する証拠の提出を受けたり、法律上の争点に関する弁論を聴取したりする司法手続き。審理は、正式事実審理または上訴の前、後、または最中に行うことができる。

米国における陪審裁判

大部分の州裁判所および連邦裁判所においては、陪審を務める資格があるのは、米国市民であり、その裁判所の管轄地域に住み、18歳以上で、英語を話し、理解できる者で、法的無能力者（重罪の前科がある者または禁治産者）でない者である。

出典：State Court Organization, 2004.U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics

起訴状（indictment）－（名詞）個人または複数の個人を罪に問う大陪審の決断を表明する正式な文書（正式起訴状）。

陪審（jury）－（名詞）伝統的に6人から12人の市民によって構成される集団で、正式事実審理において証拠を審理し、評決（「有罪」または「無罪」）を下す。陪審員が正式事実審理中に、病気などで能力を失い、任務を果たすことが不可能になった場合に備えて、一人または2人の補充陪審員が選ばれる。

申し立て（motion）－（名詞）裁判所に対し特定の事項―例えば、罪の自白など特定の証拠が正式事実審理で証拠として認定され得るか、あるいは、事実誤認により新たな裁判を開くべきかなど―に関して必要な決定を求めること。専門家証人や通訳の選任などの特別な対応を求める要請は、通常、弁護人の口頭または書面の申し立てにより行われる。申し立ては、正式事実審理の前、後、もしくは最中、または上訴において行うことができる。

無罪判決を求める申し立て（motion for judgment of acquittal）－（名詞）検察側が合理的な疑いの余地なく有罪の証拠を提出できなかったとして、被告人側弁護人が、裁判官に無罪判決を下すよう求めること。通常は、検察側による立証の後、正式事実審理の初期の段階で行われるが、裁判所により却下された場合には、検察側の反証が終わった時点で再び申し立てをすることができる。

罪状認否（plea）－（名詞）米国の刑事手続きでは、被告人は、通常、裁判所や司法官の前に初めて出頭したときに「無罪」の申し立てをする。その後、状況によっては、被告人は「有罪」の申し立てに変更して、自分に対する容疑を認めることができる。あるいは正式事実審理を受ける権利を引き続き主張し、多くの場合は陪審裁判で、裁判所に有罪か無罪かを決めてもらうことができる。特別な場合、被告人はその弁護人を通じて、「精神障害を理由とする無罪」を申し立てることができる。その際、弁護側は、被告人には重度の精神的欠陥または精神障害があるため、自分のした行為に対して刑事責任を問われるべきではないということを立証できるものと考える。（動詞）主張する（plead）－言葉で有罪か無罪かを申し立てること。

司法取引（plea bargain）－（名詞）被告人が、罪の軽減または寛大な判決など、自分に有利な配慮と引き換えに有罪を認めることに合意する、被告人と検察官の間の合意。

予備審問（preliminary hearing）－（名詞）被逮捕者を訴追するに足る、または起訴するかどうかを決めるために事件を大陪審に付託するに足る十分な証拠があるかどうかを決定するため、司法官の前で行われる刑事事件の審問。

判決前調査報告（presentence investigation）－（名詞）有罪を宣告された被告人の経歴や素行に関する詳しい調査報告書。通常、保護監察官と呼ばれる裁判所職員によって作成され、被告人に判決を言い渡す裁判官の作業を手助けするために提出される。この報告書は、被告人とその犯罪を客観的に分析し、量刑を加重または軽減する結果となり得る事実を浮き彫りにするものであることが望ましい。

大陪審による告発（presentment）－（名詞）被告人が司法官の前に初めて出頭し、そこで、起訴内容が読み上げられ、保釈に関する決定がなされる過程。大陪審による告発は、被告人が大陪審による正式起訴の前に逮捕されている場合、正式な罪状認否手続きに先行して実施される。

相当の理由（probable cause）－（名詞）何らかの犯罪が発生した、発生しつつある、もしくは発生するだろうという合理的な信念で、逮捕、捜索、または資産押収を正当化するのに十分なもの。単なる疑い以上のもの、と説明されることが多い。

検察官（prosecutor）－（名詞）刑事手続きにおいて、政府（地区、州、または連邦）を代表する弁護士。

検察側の立証（prosecutor's case-in-chief）－（名詞）米国の裁判所では、検察官が常に最初に政府側の主張を提示する。その主張は、被告側の反証がなければ、そのままで被告人に対する有罪判決を支持するに十分な、あらゆる面で強力な証拠に支えられていなければならない。証拠が弱い場合、被告人は、検察側の立証が終了した時点で無罪判決を受ける権利がある。無罪判決を求める申し立て（motion for judgment of acquittal）、検察側の反証（prosecutor's rebuttal case）

を参照。

検察側の反証（prosecutor's rebuttal case）－（名詞）政府は、被告人の推定無罪を覆す重い責任を負っている。従って、政府は、被告人がその主張を述べた後、さらなる証拠を提出する権利を有する。しかし、被告人が自らの証拠を提出しなかった場合は、反証すべき追加の証拠がないので、政府には反証する権利がない。

弁護人の援助を受ける権利（right to counsel）－（名詞）合衆国憲法修正第6条により、犯罪で起訴された人には、自らの弁護のために弁護人の援助を受ける権利が保障されている。経済的に余裕のある被告人は自ら選んだ弁護人を雇うが、自ら弁護人を雇う余裕のない被告人には、裁判所が公選弁護人事務所または民間弁護士の中から弁護人を選任し、被告人の弁護に当たらせる。

捜索令状（search warrant）－ 令状（warrant）を参照。

刑罰（sentence）－（名詞）被告人の有罪が決定された後、被告人に科せられる罰金、刑期などの刑罰。米国の35州および連邦政府は、特に凶悪な殺人または反逆罪に対し、死刑を科すことができる。

合衆国憲法修正第6条（Sixth Amendment）－（名詞）米国の裁判所において犯罪で告発された被告人に対し、彼らを保護し、公正な裁判を保障するために与えられる数々の権利を記載した合衆国憲法の規定で、次のように定められている。「すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪が行われた州および、あらかじめ法律で定められる地区の公正な陪審によって行われる迅速な公開裁判を受け、また公訴事実の性質と原因とについて告知を受ける権利を有する。被告人はまた、自己に不利な証人との対審を求め、自己に有利な証人を得るために強制的な手続きを取り、また自己の弁護のために弁護人の援助を受ける権利を有する」。（注：合衆国憲法は、1789年までに独立時の最初の13州のほとんどによって批准された。権利章典として知られているその最初の修正10カ条は、1791年に批准された。）

召喚令状（subpoena）－（名詞）裁判所または大陪審に証人として出頭するよう、または文書を提出するよう命じる文書（または令状）。

証言（testimony）－（名詞）裁判所において証人が宣誓した上で発言した内容。

正式事実審理・公判（trial）－（名詞）証拠を受理し、刑事被告人の有罪・無罪の決定などの評決を下すための正式な司法手続き。事実審理における「事実認定者」は、裁判官と陪審であるが、裁判官だけの場合もある。

評決（verdict）－（名詞）正式事実審理の終結に当たって、「事実認定者」（陪審または裁判官）が下す決定。刑事裁判では、評決は「有罪」か「無罪」となる。陪審が評決について合意に達しなかった場合（「評決不能陪審（hung jury）」）、再審が保障されているが、検察官が自らの裁量で起訴を取り下げることもできる。

令状（warrant）－（名詞）捜索、資産の押収（「捜索令状」）または身柄の拘束（「逮捕状」）を許可する、裁判所または司法官が発行する命令書（令状）。

証人（witness）－（名詞）事件の争点となっている事実に関して、宣誓の上、実際の知識に基づいて証言する人。証人は、検察側、弁護側の一方または双方によって呼び出され、質問（尋問）を受ける。いずれかの側の証人が直接の証言を終えると、相手側にその証人を反対尋問する機会が与えられ、相手側は、さらなる事実を引き出す質問や証人の証言の信用性を揺るがす質問をする。

令状（writ）－（名詞）裁判所が発する命令書で、ある行為をするよう、または、しないように命じるもの。

作成者：全米刑事事件弁護士協会（ワシントンＤＣ）広報担当ディレクター　ジャック・キング
（Jack King, Director of Public Affairs and Communications, National Association of Criminal Defense Lawyers, Washington, D.C.）

典型的な連邦刑事訴追手続きの流れ

申し立てられた犯罪を構成する出来事

逮捕 ← **または** → **捜査**

訴追請求状の提出／治安判事（magistrate）による一方的措置

大陪審による告発 ― 逮捕前に逮捕状が発行されていない場合

公判前釈放の決定（保釈）

予備審問：裁判官が相当な理由があると判断 | 裁判官が相当な理由がないと判断 → 公訴棄却

大陪審：
検察官が証人・文書を召喚、大陪審員が検察側の証拠について審問

正式起訴

不起訴（「不起訴状」）→ **公訴棄却**

罪状認否および保釈手続き

（公判前「証拠開示」手続きおよび司法取引）

公判前申し立て

公判または**有罪の申し立て**

公判
陪審員選任手続き＞冒頭陳述＞検察側の立証＞弁護側による無罪判決を求める申し立て＞弁護側の立証＞検察側の反証＞弁護側による無罪判決を求める再度の申し立て＞陪審に対する説示＞最終弁論＞陪審に対する最終説示＞評決または評決不能陪審（新たに大陪審の下でやり直し）

評決

有罪 ← または → **無罪** → **終了、公訴棄却**

再審理の申し立て

判決前の調査（「ＰＳＩ報告書」）

量刑審問手続き

被告人による上訴

不成功 ← または → **成功** → 被告人に対する再審理が認められる（大陪審でやり直し）

有罪判決に対する間接的攻撃または有罪判決後の人身保護令状

不成功 ← または → **成功** → 被告人に対する再審理が認められる（大陪審でやり直し）

作成者:全米刑事事件弁護士協会（ワシントンDC）広報担当ディレクター　ジャック・キング
（Jack King, Director of Public Affairs and Communications, National Association of Criminal Defense Lawyers, Washington, D.C.）

裁判官の役割

リカルド・M・ウルビーナ

© AP Images/Bill Robles

陪審員は公正を誓った裁判官の代理のようなものだということを、裁判官は陪審員に理解させる必要がある。リカルド・M・ウルビーナはワシントンＤＣの連邦地方裁判所判事である。

裁判官が陪審裁判を招集する場合、その任務は、証拠の公正かつ公平な評価に基づいた結論が下される段取りを整え、監督し、円滑に進めることである。弁護人と検察官は、先入観や偏見なく職務を遂行することのできる陪審員を選ぶ上で、重要な役割を担っている。しかし、弁護人と検察官にその職務の範囲内で正しく任務を遂行させながら、裁判が公平、公正に行われるようにする責任は裁判官が負っているのである。

公判前や公判中に裁判官は、弁護人や検察官が提示した証拠を陪審員が考慮してよいのか、あるいは考慮してはならないのかについて決定を下す。それについて、裁判官は公判開始時、公判中、および公判の最後に、陪審員が証言や文書、その他の証拠を公正に検討するよう指導するため、陪審員に説示を与える。また裁判官は、自ら範を示して、陪審員に公判終了まで物事を公平中立に検討しようという気持ちを持たせる。

私には公判の冒頭でいつも陪審員に伝えることがある。それは、われわれは日常生活では結論を急ぐ自由を持っているが、その自由はこの裁判の目的のためには保留されるということ、そして、結論を急ぐのではなく、陪審員も、裁判官の私と同様に、公正を誓った「裁判官代理」であることを自覚しなければならない、ということである。こうやって自己イメージを向上させることが、陪審員に自らが担う責務の厳粛な重要性を理解してもらうのに役立つ。

裁判官として28年を超える経験の中で、私は陪審の英知

に大きな信頼を置くようになった。陪審が出す評決はほとんど、私の考えと同じである。陪審員は、選任当初、その裁判に取り組むことにいかに気が進まなかったとしても、証拠を公正に評価するという職務に精力を注いで懸命に打ち込むようになるものだ、ということが私には分かってきた。

例えば刑事裁判において、陪審員は、合理的な疑いを超えて有罪が証明されるまで被告人は無罪と見なされるという原則をしっかり守っている。また、法律や合衆国憲法が定め、裁判官が説示するとおり、有罪を立証する責務はもっぱら政府にある。陪審員は、被告人が自分の無罪を証明する必要は全くないということを理解している。私は米国の陪審制度に関する専門講座で教えているが、その講座では陪審員経験者に、受講生である弁護士たちに話をしてもらっている。多くの場合、これらの陪審員経験者は、被告人がその罪を犯したと思ったが、それでも政府側の提出した証拠が合理的な疑いを超えて事実を証明していなかったので、無罪評決を支持した、と説明した。

公平中立の立場の保持

証拠の提示がすべて終わるまで、公平中立の立場を維持するのは、裁判官にとっても難しい場合が多い。数年前に私が担当した裁判で、すべて14歳未満の多数の少年に対してわいせつ行為を行ったとして、政府はある男性を起訴した。公訴事実の陳述の内容は極めてひどいものであった。被告人はHIVウィルスに感染していたにもかかわらず、少年たちとの性行為中にコンドームを使用しなかったのである。

正式事実審理前の審問において、私は、逮捕に至る手続きの中で警察が被告の憲法上の権利を侵害したため、検察側は有罪を示す証拠の一部を用いることはできないとの決定を下した。この決定は政府の主張を弱めたが、残りの証拠が十分に有力なものであったため、結果的に起訴事実の大半について被告人は有罪となった。

陪審員の選任に当たっては、中立かつ公平無私な立場で証拠を評価できない可能性のある陪審員候補は誰であるかを見極めるための質問する必要があった。「予備尋問」（陪審員候補者に対して公判前に行われる）において、数人の陪審員は、起訴の対象となった行為を思うだけでも、この裁判について、また被告人が無罪かどうかについての自分の思考が大きく影響される、と述べた。彼らは、被告人が無罪だと推定することなど、とてもできないと率直に述べた。他にも、自分自身や家族あるいは友人が、過去に何らかの形で子どもに対する性的虐待を経験したため、陪審員になるのを辞退した候補者もいた。また、公判で予想される証言の内容に感情的に耐えられないため、被告側の主張を客観的に評価することはできない、と考えた人たちもいた。

陪審員の選任作業が数日間続き、その後、公判は証拠の提示に2カ月、さらに陪審員による評議に2週間を費やした末、陪審はほとんどの訴因について有罪の評決を出すに至った。しかし、すべての訴因について有罪としたわけではなかった。有罪を免れた訴因について私自身で証拠を見直してみたところ、その訴因には有罪に必要な証拠能力が実際に不足していた。陪審員たちが責任を立派に果たしたのは明らかだった。

陪審と裁判長の間には、往々にして信頼関係が築かれる。陪審員は裁判官を、陪審員の必要とするものを法律という形で与えたり、事件を公正に評価できるよう助言したりしてくれる存在として信頼している。また裁判官は、人を裁くという究極の責務を陪審に委ねている。裁判官として務めた年月を振り返ると、私が担当した陪審員裁判の95％以上で、陪審は証拠に裏付けられた評決を出したと私は考えている。

米国弁護士協会（ＡＢＡ）が選んだ裁判映画

© CinemaPhoto/Corbis

12 Angry Men：邦題「十二人の怒れる男」（1957 年）
父親殺害の罪に問われたヒスパニック系の 10 代の少年の裁判で、陪審員 8 番（ヘンリー・フォンダ、左から 5 人目）だけが無罪票を投じるところから、映画は始まる。熱く狭苦しい陪審室で、やがて、少年の有罪を示す状況証拠の優越性に疑問を投げかける意見を述べる陪審員も出てくる中で、12 人の男たちは自らの心の中の偏見や限界と向き合う。

© John Springer Collection/Corbis

A Man for All Seasons：邦題「わが命つきるとも」（1966 年）
陪審は、英国王ヘンリー 8 世（ロバート・ショー、左）に同調して、審議も行わないまま、大法官トマス・モアを反逆のかどで不当に有罪とし、死刑判決を下す 。殉教を望んだわけではないトマス・モア（ポール・スコフィールド、右）だが、ヘンリー 8 世がアン・ブーリンと結婚するため、子どものいない王妃「アラゴンのキャサリン」と離婚することを、自らの宗教的信念を曲げてまで認めることはできなかった。

陪審裁判に賛成

ニール・ビドマー

陪審裁判は、訴訟一般における評決に対する信頼感を地域社会に醸成するだけでなく、陪審員をより良き市民へと変えるようである。ニール・ビドマーはノースカロライナ州にあるデューク大学ロースクールのラッセル・M・ロビンソン2世記念法学教授である。また、バレリー・ハンスとの共著American Juries: The Verdict（2007年）がある。

陪審はユニークな制度である。法律的な訓練を受けたことのない12人、あるいは時にはわずか6人の一般市民が、刑事上あるいは民事上の重要な係争をめぐる証拠を審理するために召喚される。事実審判事は、彼らがどの証拠を審理できるのかを決めたり、法律について彼らに説示したりするが、最終的には召喚されたこれらの一般市民だけで評議が行われ、有罪・無罪の評決が下される。評決により、誰が死刑判決を受けるべきかが決まることもある。あるいは民事裁判においては、数百万、数千万ドルが絡む争いで、誰が最終的な勝者であるべきかを決めることもある。しかし、陪審はこうした決定を行えるほどに有能で責任能力があるのだろうか。これについては、陪審にそうした能力があること示す証拠が圧倒的に多い。

陪審員の能力を評価するために、これまでに数百に上る調査が実施されている。シカゴ大学の2人の教授、ハリー・カルバンとハンス・ザイセルが1966年に行った有名な調査では、3576件の刑事裁判と4000件以上の民事裁判を対象に、陪審員と同じ証拠を審理した事実審判事に対し、陪審による決定が明らかになる前に、彼ら自身ならどのような判決を出すか尋ねてみた。その結果、裁判官と陪審の判断が一致した裁判が全体のおよそ80%に上った。

では、その他の20%の裁判についてはどうだったのか。この調査によれば、これらの裁判でも、陪審員は証拠や法律を理解していた。ただ、問題点を検討する際の視点と価値観が裁判官とは違っていた。つまり、陪審が地域社会の基準を照らして考えたのに対し、裁判官は専門的な法的規準を適用したので

20ページに続く

陪審裁判に反対

ピーター・J・ファン・コッペン

陪審裁判制度は非常に複雑で費用がかかるため、被告人のほとんどが裁判を経ずに裏で取り決められる司法取引を受け入れざるを得ない。実際に裁判になる事件は比較的少ないが、そうした裁判では、陪審員が自らの能力を超えた専門的な問題を検討することが多い。ピーター・J・ファン・コッペンは法心理学教授で、オランダのマーストリヒト大学ロースクールおよび自由大学ロースクールで教えている。

ある日、かかりつけの医師を訪ねると、そこには12人の個人から成る審査員団がいる。審査員長らしき女性がにこやかに、今後1カ月間あなたのかかり付けの医師を交代させることにしましたと告げる。その女性は自信満々にこう付け加える。「ご心配いりませんよ。医者の仕事の多くは常識的なことですから」 こんなことが起こったら、あなたはどうするだろうか。

審査員長の女性が言うとおり、医師の仕事の多くは常識的なことである。しかし、そうではない重要な部分がひとつあり、その部分こそが、医師の仕事の核心部分なのである。そしてさらに重要なのは、あなたのかかり付けの医師には、変わった難しい症状や患者の危険な状態と、ありふれた普通の病気とを見分ける能力があるということだ。

司法取引を断って法廷に入る被告を待ち受けているのは、先ほどの女性審査員長のようににこやかな陪審員の一団である。彼らの任務は、証拠を評価し、被告人の有罪・無罪を決定することであるが、問題は、そうした陪審が「それに代わるもの」よりも優れているかということである。「それに代わるもの」が何を意味するかは後ほど述べる。

医療のことなら、誰もが「一般医陪審」よりも、学位を持つ一人の一般医の方を選ぶのは確実である。同じことが医師だけでなく、他のほぼすべての職業についても言える。従って最初の疑問は、刑事裁判における意思決定や事実認定は素人ができる類のことなのか、ということである。この疑問に答えるた

23ページに続く

陪審裁判に賛成（18ページより続く）

ある。この調査結果は、他の調査でも繰り返し再現されている。

このほか、医療過誤をめぐる裁判における、過失の有無に関する陪審の評決と、医師の独立した判断を比較する調査も行われている。陪審の評決は医師の判断と非常に似通っていた。その上、患者が著しい被害を受けた場合ですら、陪審は被告側を支持することが多かった。このことは、陪審員が何らかの決定をする際、原告に対する同情がその決定に影響を及ぼさなかったことを示している。

専門家が複雑な証言を行った裁判で、評決を出した後の陪審員に詳細なインタビューを行ったところ、陪審員は慎重かつ批判的に物事を分析していたことが明らかになった。インタビューを受けた陪審員は、専門家が対審手続きという枠組みの中で選ばれたことをはっきりと認識していた。陪審員は、専門家による証言の完全性や一貫性の評価を行い、他の証拠と比較し、陪審員それぞれの知識や人生経験と照らし合わせるなど、専門家の証言を理性的に評価するための合理的な手法を採用していた。さらに、この調査によれば、陪審員は評議の中で証拠に対するそれぞれの考えを出し合い、その相対的な評価を論議した上で評決に達していた。

アリゾナ州の陪審調査プロジェクト

私は以前、あまり例のないプロジェクトに携わったことがある。共同研究者と共に、アリゾナ州の民事裁判50件について、公判と陪審の実際の評議の様子をすべてビデオ撮影するというプロジェクトである。この調査から得られた結果は、陪審員の能力を調べるために行われた他の実証研究の結論を強く裏付けるものであった。例えば、ある裁判では、2台の自動車（オールズモビルとリンカーン）の衝突事故で負傷した女性のために証言した医師に対して、陪審員から次のような質問が出された。

・事故前の2年を超える期間について、医療記録がないのはなぜか。
・患者自身の主観的な言葉以外に、どのような検査や診断に基づいて片頭痛だと（診断）したのか。
・片頭痛に関して、正確にはどのような症状が彼にあったか。
・片頭痛以外の神経障害の可能性を除外するための検査が行われなかったのはなぜか。
・彼の脳内のセロトニン量の測定値はあるか。
・セロトニンが適切に働かない原因は何か。
・外科手術は最後の手段か。
・インドソミアシンとは何か。前立腺の病気を抱えているとインドソミアシンが問題を引き起こす可能性はあるか。

同じ裁判で、原告側の事故解析専門家に対して出された質問には、以下のような質問が含まれていた。

・女性がどのような座り方をしていたかとか、女性の体重が分からないのに、なぜ、女性がひざを打ったと確実に言えるのか。
・進行速度を毎秒15フィートとあなたは推定したが、これらの要因でこの推定速度は変わるか。
・運動中の物体は運動を続けるものであり、衝撃を受ける前から女性が動き続けていたとすると、その動きはどのようにして始まったのか。また、そう考える根拠は何か。
・事故の再現に使われた車両に座っていた人物の身長および体重は。
・（毎時）10マイルがあなたの出した推定値だが、誤差はどのぐらいか。
・1000分の50～70秒という時間は、へこみの大きさの推定値に基づくものか。
・リンカーンのせいでオールズモビルの速度が落ちて、左の方に押されたというのがあなたの結論か。（もしそうなら）原告はどうして右前方に動いたのか。

この調査では、他の陪審の評議記録でも、陪審員が同じように細部に注意を向けていたことが示されている。

英知の結集

事実に関する証拠を吟味して判決を出す作業は、一人の裁判官だけでやるよりも、法律について説明してくれる裁判官の助言を受けながら、12人の素人が協力して作業した方が良い結果を生む、と信じる合理的な理由は数多くある。

通常、裁判には人間の行動にかかわる数多くの問題が絡んでいる。例えば、デートレイプの裁判で一般に問題となるのは、性行為が合意の上で行われたかどうかであり、性行為があったかどうかではない。謀殺の裁判では、人を殺害したことを示す明白な証

米国弁護士協会（ＡＢＡ）が選んだ裁判映画

To Kill a Mockingbird： 邦題「アラバマ物語」（1962 年）
1930 年代のアラバマ州の小さな町。弁護士アティカス・フィンチ（グレゴリー・ペック、左）は、自らの属する白人社会に逆らって、白人女性への暴行事件で告発された貧しいアフリカ系米国人の青年の弁護を引き受ける。原作はハーパー・リーの小説。物語は、フィンチの６歳の娘の視点を通して語られる。娘は「社会的な善と悪、正義と不正、世の中の残酷さなどの意味、そして、それらすべてと向き合いながら、どうやって勇気を持ち続けるか」ということを学び始める、とＡＢＡは言う。

拠があることが多いが、裁判を左右するのは、それが計画的なものなのか、衝動的な行為なのか、あるいは精神障害のある被告人による犯罪なのかということである。

「殺してやるという脅迫の言葉を被告が口にした」とか、「株価をつり上げる巧妙な計画を被告が実行していた」などと主張する証人の信用性を判断するに当たって、裁判官の方が陪審より優れていると想定する理由があるだろうか。

裁判官が下す判決であれ、陪審が出す評決であれ、裁判での決定は文化的な要因によって変わる可能性がいくらでもある。従って、被害者と被告人がいずれもアフリカ系米国人である謀殺事件では、郊外の白人地域に育った白人の裁判官より、アフリカ系米国人を少なくとも何人か含む陪審の方が、自分の命が危険にさらされていたと被告人が主張する原因となった侮辱的発言をよく理解できるのだろうか。

アリゾナ州で調査対象となった陪審裁判のひとつに、自動車事故で負傷したヒスパニック系住民を原告とするものがあった。その裁判では、一人のヒスパニック系陪審員が他の陪審員に対し、ヒスパニック系の人々は医者よりもカイロプラクターを好む傾向があると説明した。これは、医師によるフォローアップ診療を受けるようにというアドバイスに、原告がなぜ従わなかったかを説明する結果となった可能性がある。

トラックが燃え出して家を焼いてしまった別の事件の裁判では、自動車修理に詳しい陪審員が２人いて、どうしてそうなったかを説明することができた。

つまり、さまざまな経歴や背景を持つ陪審員がいることで、陪審の方が裁判官より、事実関係の理解において直感的に優れていることがあり得る。裁判官は、裁判で争われている出来事が起こった具体的な状況を実際に経験したことがほとんどない可能性があるからである。

批判への反論

陪審裁判を批判する人々は、いくつかの象徴的な裁判を挙げて批判することが多い。そのひとつは、マクドナルドのチェーン店で熱いコーヒーをこぼし

て火傷した79歳の女性が起こした、あの悪名高い1994年の製造物責任訴訟である。陪審は270万ドルの懲罰的賠償金が原告女性に支払われるべきであると裁定したが、これに対して、一部の人たちの言う「ばかげた訴訟」をめぐる論争が巻き起こった。

しかし多くの人は知らないと思うが、この裁判で陪審員は以下のような証拠を検討しなければならなかったのである。

・マクドナルドは、コーヒーの温度を消費者の好みに合わせて、メーカーが推奨するよりも20度高くして売っていた。
・原告女性は性器部分に第2度から第3度の熱傷を負い、広範囲にわたる外科手術と皮膚移植が必要になった。
・それまでにマクドナルドには同社のコーヒーについて700件を超える苦情が寄せられていたが、熱傷の専門家に意見を求めていなかった。
・マクドナルド社幹部が裁判で行った証言で同社の横柄な態度があらわになっただけでなく、同社はマーケティング戦略を変えることに難色を示したと言われている(しかし、判決後にマクドナルドはコーヒーの温度を下げた)。
・陪審が出した270万ドルという懲罰的賠償金の額は、マクドナルド全店のコーヒー売上高の2日分に相当する金額でしかなかった。その上、裁判官は賠償金額を48万ドルに減額した。

このマクドナルド訴訟は、陪審裁判が実は「裁判官と陪審による裁判」であること、また、裁判官は陪審によって審理される証拠を管理し、法律について陪審員に説示し、陪審員の評決が法廷の判断として正式に下される前にこれを吟味しているということを、再確認させてくれるものでもあった。

刑事裁判や民事裁判で陪審が出した評決について、他にも多くの批判が新聞やインターネットをにぎわしているが、こうした批判もマクドナルド訴訟に対する批判と同様、厳しい吟味に耐えるものではない。裁判官など何らかの決定に携わる者が間違いを犯すことがあるのと同様、陪審も誤りを犯すことがある。しかし、陪審が総じてその任務を見事に果たしていることは、確かな証拠によって明らかである。また、裁判を取り仕切る米国の裁判官を対象に行った調査からは、裁判官が陪審制度に対して絶大かつ熱心な支持を寄せていることがうかがえる。

犯罪、過失、地域社会

事件はそれが起こった地域社会に影響を及ぼすが、裁判はそうした事件を扱うものである。誰が有罪で誰が無罪か、あるいは誰に過失があるのか、ないのか。こうした決定を地域社会の構成員に委ねることが、判決に正当性を与える。議論の的となるような裁判の場合は特にそうである。

過去40年間にわたって、私は数多くの調査を実施してきたが、その中で、陪審員候補者は、公判で証拠を審理した陪審の評決が、たとえ新聞やテレビの報道に基づいて自分が導き出した考えと違っていても、自分はその評決を受け入れるだろう、と一貫して述べている。

また最近の調査では、陪審員を務めた人たちは、法制度をさらに高く評価するようになるだけでなく、市民として考えるべき問題に関与することが多くなり、地域社会のボランティアをすることが増えるということが明らかになっている。

要するに、陪審が有能な意思決定者であることだけでなく、陪審制度が民主主義の重要な制度のひとつであることが、確かな証拠によって示されているのである。

本稿に示された意見は、必ずしも米国政府の考え方あるいは政策を反映するものではない。

米国弁護士協会（ＡＢＡ）が選んだ裁判映画

© Bettmann/Corbis

Paths of Glory：邦題「突撃」（1958 年）
カーク・ダグラスが演じるダックス大佐は、第１次世界大戦のフランス陸軍の前線将校。小心を理由に軍法会議にかけられた３人の部下を弁護する。３人は、ドイツ軍陣地に対する自殺行為に等しい任務から逃げ帰った他の兵士への見せしめとして、将軍たちが公開処刑の対象に選んだスケープゴートだった。「法廷の幾何学的配置が権力の階層制を示しており、それ自体が犯罪である法律システムをダックス大佐が糾弾するのにふさわしい舞台を提供している」とＡＢＡは言う。

陪審裁判に反対（18 ページより続く）

めに、刑事裁判で陪審はどのような問題を突きつけられるのか分析してみたい。陪審は真実について決定を下さなければならない。こう言うと、米国人の弁護士はすぐさま、刑事裁判で問題になるのは真実ではなく、真実のある一面だと反論する。真実について当事者のどちらの主張の方が優れているか、ということである。

いずれにせよ、陪審のすべき仕事は科学者のすべき仕事とあまり変わらない。科学者は観察可能な証拠に基づき、直接観察できない状態について推論しなければならない。そして、これこそが陪審のしなければならない仕事である。つまり、陪審は裁判で提示される証拠に基づいて被告人が有罪か無罪かの決定を下すのである。陪審任務に召喚された一般市民のほとんどにとって、これは彼らの知的能力を超えた科学的な作業である。

陪審制度を擁護する人々は、ハリー・カルバンとハンス・ザイセルが 1966 年に米国で実施した重要な調査の結果を挙げることが多い。カルバンとザイセルは膨大な数の裁判において、陪審が陪審室で評議を続けている最中に、その裁判を一人で担当している裁判官に自分ならどのような判決を下すか聞いてみた。すると、裁判官は、ほとんどの裁判で、陪審が少し後で出した評決と同じ判決を考えていたことが分かった。

訓練の重要性

この調査についてはいくつかの注釈が必要である。先ほどの医師の例のように、専門家である裁判官と陪審が同じ意見になることは多いかもしれないが、だからといって、この両者が最も重要な裁判で同じ意見になるとは限らない。それは、何らかの理由で事実の判断が難しく、知識と訓練が重要となるような裁判である。

陪審の評決の質を評価するために、なぜ裁判官に目を向けるのだろうか。それには2つのことが前提となっている。ひとつは、裁判官は非常に優秀なので、陪審を評価する際の基準となり得るということ。もうひとつは、評決を出さなければならない陪審にとっては、法律が重要だということである。しかし、後者はよくある思い違いである。陪審の評決は、科学的決定という形を取った、純粋に事実に基づく決定である。そして、最も重要な点として、陪審の評決に、法律は何の関係もない。陪審の評決はさまざまな法的規則に縛られているかもしれない。例えば、どの証拠が陪審に提示できる証拠であるか、あるいは評決の際にどの証拠を考慮することができるか、などの法的規則である。しかし、だからといって陪審の評決そのものが法律上の決定であるわけではない。こう言うと、陪審制度に賛成する人々は、刑事裁判における意思決定の基準、つまり「合理的な疑いを超えて」証明するという基準が法的規則なのだと主張するだろう。だが、この主張は間違っている。この基準は科学で広く適用される決定規則と同じ種類のもので、名前が違うだけなのだ。例えば心理学ではこれを「有意水準」と呼んでいる。

そして、一人で裁判を担当する裁判官を、科学的な意思決定の基準とすることは、事実、不適切である。第1に、複数の裁判官による合議の方が、比較の対象として適切である。多くの国では、陪審なしの裁判は3人か5人の裁判官の合議で判決が下される。しかし第2に、事実に基づいて決定を行うという点では、裁判官も陪審同様に素人ではないだろうか。ロースクールに入学する人たちは、科学的思考を好まないから、数学が嫌いであるから、あるいは実験などやりたくないからという人が多い。また確かに、法律的思考と科学的思考は大幅にかけ離れている。

従ってこのような裁判官は、訓練を受けない限り、事実認定において陪審員より適格であるとは言えない。また、職業裁判官がいる国では、裁判官は訓練を受けている。実際、私が母国である小国オランダで専門家として証言するときに、その法廷には、目撃者の供述や鑑識、証拠の評価などについて、私がかつて教えたことのある裁判官が1人または複数いることが多い。陪審裁判を擁護する人々は、なぜ、一部の刑事裁判に見られるような複雑な問題を解決するための訓練が重要ではないと主張できるのだろうか。なぜ、陪審制度のない欧州大陸諸国よりも陪審制度を実施している米英に誤審が多いという事実を無視するのだろうか。

その他のデメリット

陪審制度には、これ以外にもいくつかデメリットがあるが、それが議論されることはほとんどない。第1に、非陪審審理（一人の裁判官、あるいは裁判官の合議により判決が出される裁判）よりも陪審裁判の方が複雑である。そのため、陪審裁判では、被告側弁護人に、より高い能力が求められる。陪審裁判の方が優秀な弁護人を必要とするが、米国では、被告人の大半は有能な弁護人を雇えるほど裕福ではない。非陪審審理を採用している国では、有能でない弁護人でも被告人にとって米国ほど不利益にはならない。

また、陪審審理には多大な時間と人手がかかる。実際、非常に費用がかかるため、大半の訴訟を違った方法で処理しない限り、陪審制度を維持することはできない。米国では司法取引を通じてそれが行われている。裁判官によるチェックを最低限にして、検察側と被告側の交渉で合意に至るのが司法取引である。つまりこの制度では、実際には、誰も本当に証拠を評価せず、市民による監視もなく、検察側が過大な権力を与えられる形で、大半の訴訟が終了するのである。

以上を要約するとこうなる。陪審制度では、ほとんどの裁判は内々に処理されている。そして、ごく少数の裁判において、小人数の集団が、自分たちの常識の域を出ない考えを、訓練を受けたこともない分野の複雑な問題に適用して、決定を下している。

本稿に示された意見は、必ずしも米国政府の考え方あるいは政策を反映するものではない。

米国弁護士協会（ＡＢＡ）が選んだ裁判映画

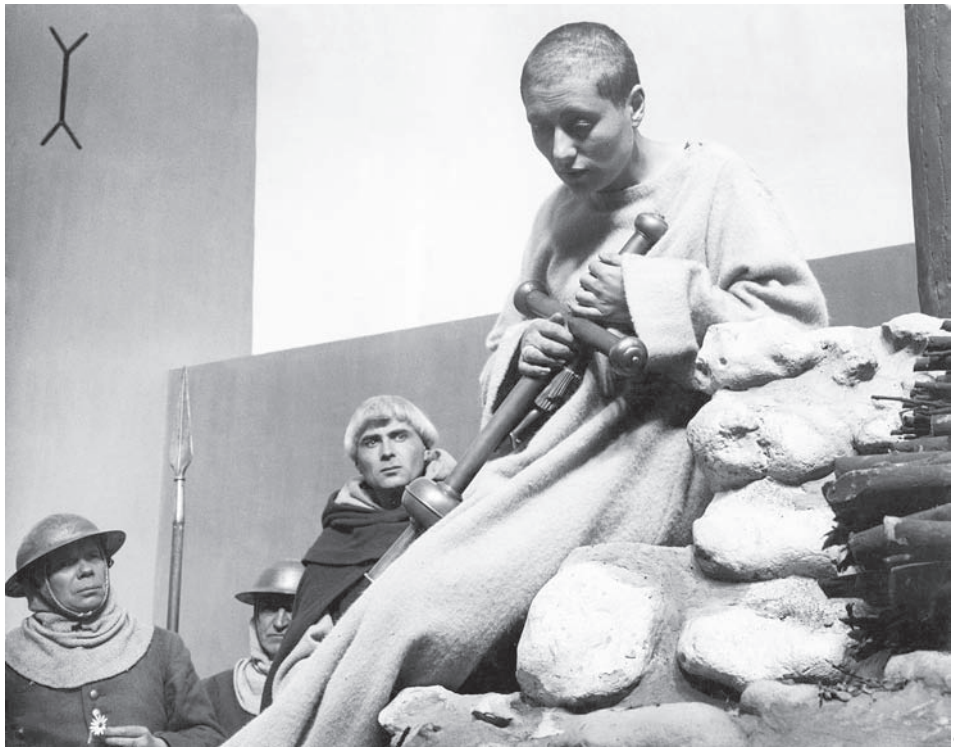

© Getty Imagess

The Passion of Joan of Arc：邦題「裁かるるジャンヌ」（1928 年）
マリア・ファルコネッティがジャンヌ・ダルクを演じる無声映画。15 世紀、イギリス軍に捕らえられたジャンヌ・ダルクの裁判とその火あぶりの刑を、「容赦ない映像の力で」再現している。

The Trial：邦題「審判」（1962 年）
不正と腐敗をテーマにしたカフカの小説「審判」の、オーソン・ウェルズ監督による映画化。アンソニー・パーキンス演じるジョセフ・Ｋという男が、自分が告発された理由も分からないまま、逮捕され、裁判にかけられ、死刑を宣告されるという悪夢のような厳しい試練を描く。「ここに描かれている厳しい試練の裁判は、ジョセフ・Ｋだけでなく、映画を見ているわれわれにも起こりうることだ」とＡＢＡは言う。

検察官の役割

シェーン・リード

検察官は裁判において、被告が罪を犯したとする政府の主張を陪審員に納得させることだけでなく、無実の人が誤って有罪とされることがないようにすることにも努める。シェーン・リードはテキサス州ダラスの連邦検事補であり、『Winning at Trial』の著者でもある。

法廷における検察官の役割は、政府を代表して、被告人が告発された罪により有罪であることを立証することである。本稿では、法廷における検察官の役割に焦点を当て、米国で最も有名な裁判のひとつから具体例を示す。

裁判は5つの主要な部分に分かれる。陪審の選任、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論である。裁判が始まると、裁判官は約40人の陪審員候補者を法廷に呼び入れる。その中から12人の公正な陪審員を選ぶためである。誰が公正かを見極めるために、検察官は陪審員候補者に質問することが認められている。「警察に嫌な思いをさせられたことがあるか」とか、「あなた自身や家族が誤って有罪判決を受けたことがあるか」というような質問である。こうした質問に「はい」と答えた候補者に対しては、検察官はさらに質問を続け、そうした経験があっても公正な陪審員となり得るかどうかを見極めようとする。

陪審が選任されると、検察官は冒頭陳述を行う。冒頭陳述とは、要するに、被告の有罪を立証するために提示する証拠について、検察官が陪審に対して説明することである。最も優れた冒頭陳述のひとつは、検察官ジョゼフ・ハーツラーがティモシー・マクベイ裁判で行った冒頭陳述である。非常に説得力があり、構成も良く練られていたというのがその理由である。1995年4月19日の朝、オクラホマシティの連邦政府ビルが爆破された事件の首謀者として、マクベイは裁判にかけられた。その朝、マクベイは自家製爆弾を満載したレン

タル・トラックを連邦政府ビルの前に駐車した。マクベイが降りた後、トラックは爆発し、子ども 19 人を含む 168 人が死亡した。

この冒頭陳述が非常に説得力の高いものになったのは、この後法廷に提出される詳細な証拠の審理に陪審員が興味を持つように、検察官のハーツラーが、まず陪審員の心をつかむことから陳述を始めたためである。彼は、ある幼い子どもの一生の最後の数時間について話し始めたのである。それは、爆破された連邦政府ビルの中にある保育所まで、母親が車で送ってきて、預けていった子どもだった。ハーツラーがこの話を最初に持ってきたのは、マクベイの冷酷な暴力行為で、何の罪もない子どもが犠牲となったことに、陪審の目を向けさせるためだった。

これに続けて、ハーツラーはマクベイの有罪をどのように立証するつもりかということを陪審に説明した。ひとつの問題は、爆発したトラックからマクベイが降りるのを目撃した人物がいないことだった。しかし、ハーツラーは、マクベイがトラックをレンタルした際の領収書などの物的証拠を得ていたほか、マクベイが爆弾の材料を入手するのを見たり、彼が何をしようとしているか説明するのを聞いたというマクベイの昔の友人たちから証言を得ていた。

証人の召喚

検察官による冒頭陳述の後、被告側弁護人にも同様の機会が与えられる。その後、検察官は審理の最も重要な部分に入る。証人の召喚、つまり、自分が見聞きしたことで、被告人が有罪であることを証明する事実を陪審に話すことのできる証人を法廷に呼び出すことである。検察官はまた、被告が罪を犯したことを証明する写真や文書、図表、証拠物を証人に示し、確認を求める。マクベイの裁判では、彼の親しい友人だったロリ・フォルティエが重要証人の一人だった。フォルティエは、マクベイが彼女に爆弾の作り方を説明するための図を描いたのを見せられたことがあり、その時のことをハーツラーは彼女に尋ねた。フォルティエはまた、マクベイが、計画に手を貸すよう彼女を説得しようとしたと陪審に話した。彼女はそれを断ったと証言した。

検察官がその主張を陪審に対して述べた後で、被告人も自分の無罪を示す証拠を提示する権利があるが、必ずしもそうする必要はない。被告側が無罪の証拠を示した場合、検察側は反対尋問を通じて、証人が本当に真実を話しているかどうかを問いただす権利がある。マクベイの弁護人は、身元不詳の男が真犯人であることを示す証拠を提出しようとした。しかし、ハーツラーは複数の証人を論理的に問い詰めることによって、マクベイが確かに爆破犯人であることを立証するのに成功した。マクベイは 1997 年に有罪判決を受け、2001 年に死刑を執行された。

検察官の役割は、裁判の終了時に行う最終弁論で終わる。冒頭陳述と同様に、最終弁論も陪審に向けたスピーチである。この第 2 のスピーチで、検察官は証人が陪審に対して述べたこと、示したことを要約し、被告人を有罪とすべき理由を論じる。とはいうものの、検察官の役割は是が非でも被告人を有罪にすることではなく、無実の人が誤って有罪とされることのないよう正義を追求することである。

本稿に示された見解は、必ずしも米連邦検事事務所あるいは米国司法省の見解を示すものではない。

米国における陪審裁判

一生のうちに裁判の陪審員を務めた経験を持つ米国人の成人の割合：29%

出典：Jury Service: Is Fulfilling Your Civic Duty a Trial?（July 2004）, HarrisInteractive

陪審員に支払われる平均日額：22 ドル（一人当たりの 1 日の平均所得の約 25%）

出典：State-of-the-States Survey of Jury Improvement Efforts（April 2007）, National Center for State Courts

世界の陪審制度

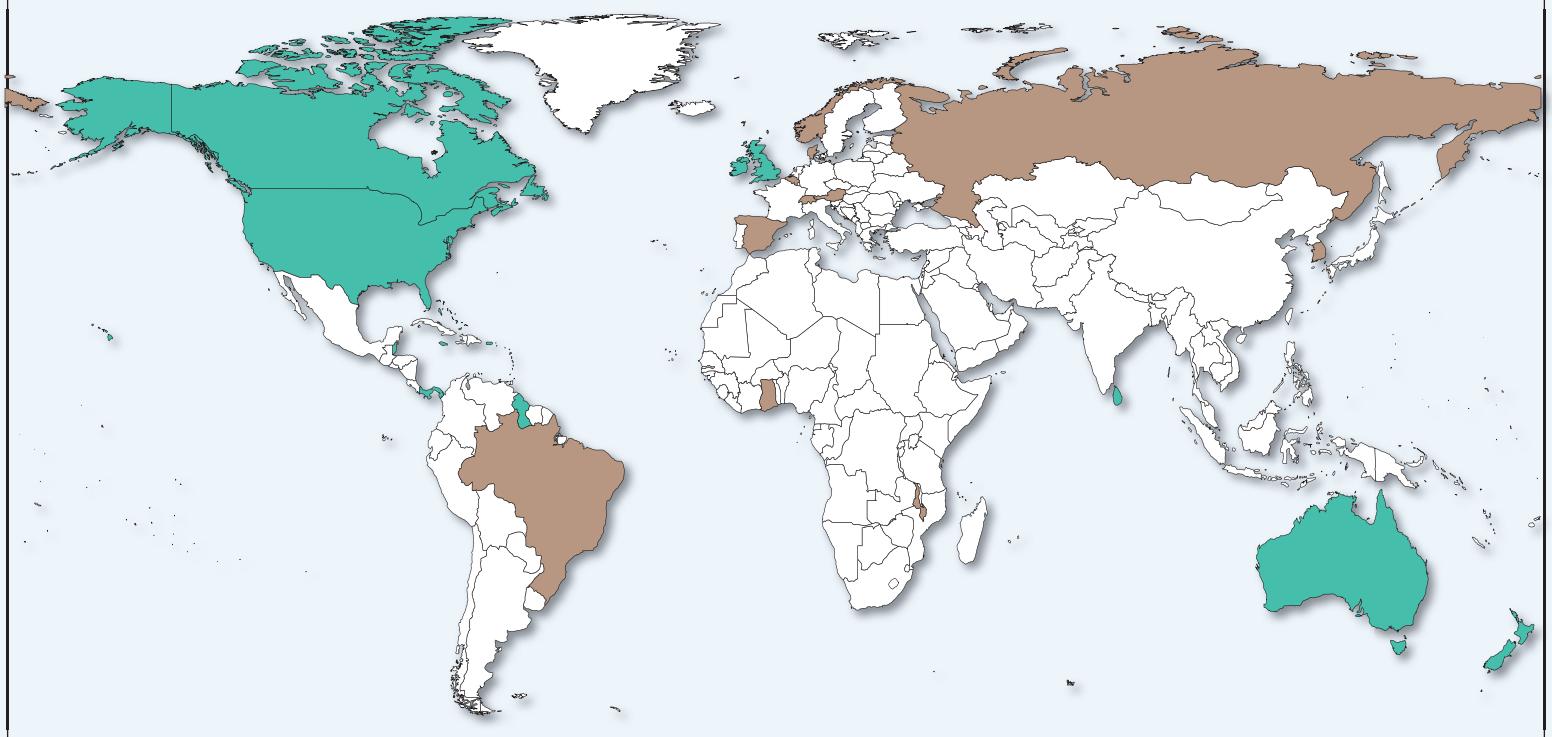

コモン・ロー上の陪審制を取る国、準州、保護領			
アメリカ領サモア	ケイマン諸島	ジャマイカ	セントヘレナ
アンギラ	クック諸島	ジャージー島	セントルシア
アンティグア	ドミニカ	マルタ	セントビンセント
オーストラリア	ジブラルタル	マーシャル諸島	スリランカ
バハマ	グレナダ	モントセラット	トンガ
バーブーダ	グレナディーン諸島	ニュージーランド	トルトラ島
ベリーズ	グアム島	北マリアナ諸島	トリニダード島
バミューダ島	ガイアナ	パナマ	タークス・カイコス諸島
英領バージン諸島	香港	プエルトリコ	英国
カナダ	アイルランド	セントクリストファー・ネービス	米国
	マン島		

異なる訴訟システムの下で陪審方式が使われ、対象が特定の種類の犯罪に限られる国と準州			
オーストリア	デンマーク	韓国	ロシア
ベルギー	ガーナ	マラウイ	スペイン
ブラジル	ガーンジー島	ノルウェー	スイス

出典:Neil Vidmar, Duke University School of Law

被告側弁護人の役割

バリー・ポラック

© William Hennessy/epa/Corbis

裁判で争うリスクを冒す意志のある被告人のために、有能な被告側弁護人は、政府の強大な権力にさえ挑むことができる。バリー・ポラックは、ワシントンＤＣの法律事務所、ミラー・シュバリエの一員として、刑事事件の捜査と裁判で個人や企業の代理を務めている。

米国の刑事裁判制度は、刑事犯罪の訴追手続きにおいて政府に極めて大きな権限を与えているが、その一方で、政府が有罪判決を得るために行使できる能力については、大幅な制約を課している。政府に与えられた権限と課された制約の両方が、刑事事件の被告側弁護人の役割を、困難だがやりがいのあるものにしている。

刑事事件で起訴された被告人には、多くの手続き上の保護が与えられている。例えば、被告人に弁護人を雇う経済的余裕がなければ、弁護人を任命してもらうことを求める権利が与えられる。しかし、たとえ非暴力犯罪の初犯者であっても、判決は極めて厳しいものになることがある。一方、検察官は司法取引を行うための大幅な自由裁量権を持っており、被告人が罪を認めること、自分以外の人の犯罪の訴追に協力すること、あるいはその両方を行うことと引き換えに、罪状の引き下げと減刑を提案することが可能である。罪状引き下げ・減刑に対する、無限に近い自由裁量権と、起訴された場合、多くの犯罪に適用される長期の刑期が相まって、検察官には、法廷における対審という対立する当事者への審理を通じて事実主張を検証することなく事件を解決するための、非常に強力な交渉手段が与えられている。

司法取引を受け入れた場合と公判で争うことを選んだ場合を比較すると、その結果に大きな差が生じることを、最近の２つの事例が示している。巨大通信企業、ＭＣＩワールドコム社の最高財務責任者は、大規模な不正会計を行った。彼は

有罪を認め、禁固5年の判決を受けた。しかし、同社の最高経営責任者は裁判で争い、禁固25年の有罪判決を受けた。同様に、テキサス州ヒューストンの複合企業、エンロン・コーポレーションの最高財務責任者は、粉飾決算の罪を認め、禁固6年の判決を受けた。しかし、裁判で争った別の上級役員は有罪となり、禁固24年の判決を受けた。

司法取引をせず公判で争う場合、高いリスクを冒すことになるが、無罪になる可能性もあり、そうなれば手にする果実は極めて大きい。公判においては、政府は12人の陪審員全員を満足させる形で、被告人の有罪を立証しなければならないという重荷を負っている。被告側には、文書や物的証拠を提出させ、証人の出廷を求める権利がある。しかし、証人には公判前に被告側と話をする義務はなく、政府の収集した証拠についての開示義務も限られているため、被告側は手探りで裁判を進めることが多い。さらに、どの証人も自分自身が有罪にならないようにする権利があり、証言を拒否することができる。政府側と違い、被告側は刑事免責を与えることを条件に証人に証言を迫ることはできない。従って、被告側は無罪を証明できないことが多い。むしろ、被告側は政府の主張の弱点を暴露し、陪審員に疑念を植え付けようとする。

刑事事件の弁護人には、被告人のために可能な限りのあらゆる事実と主張を収集・整理する権利があり、それはまた、実際、弁護人の義務でもある。ただし、被告側弁護人が故意に虚偽の証言を助長してはならないという制限がある。

政府に挑む

米国の連邦裁判制度では、有罪率は約90%である。しかし、裁判における政府側の負担は非常に大きい。事実の調査や法的な異議申し立てをするための十分な資料や材料を備えた、腕利きの被告側弁護人を相手にする場合、政府の負担はとりわけ大きなものになる。従って、政府が提出した証拠を、不屈の精神を持って、対審手続きを通じて検証することによって、無罪判決や無実の証明を手にする人々もいるのである。また、政府は自らが提出した証拠に対する異議申し立てに慣れていないため、政府側証人の証言が想定したほど確かなものではないこと、あるいは政府側の証拠が、予想したよりも被告人の無罪を示すような解釈をされやすいものであることに、後になって気付く可能性もある。

私は刑事被告人の弁護に20年近く携わってきた。例外はあるものの、担当した裁判の結果はたいてい公正なものであり、手続きも称賛に値するものだった。

エンロン社幹部に対する刑事訴追は、政府の持つ権限とその限界を例証するものであった。エンロンで詐欺行為がまん延していたとする申し立てにより、財務記録を改ざんした企業として、同社の悪評は瞬く間に世間に広まった。また、エンロンの社員が不正操作でたっぷりもうけて金持ちになったのに対し、個人投資家はその影響を受けて苦しんでいる、という一般の見方も急激に増えた。

米国司法省は、エンロン社で行われたとされる詐欺行為の訴追に莫大な資源を注ぎ込んだ。エンロンの破たんをめぐって共同謀議の容疑をかけられた関係者は100人を上回り、約20人の有罪答弁が認められた一方、十数人の幹部が裁判で無罪を主張した。実際に裁判になった訴訟における政府側の成績はさまざまだった。すべての起訴事実について無罪となった者が2人、この他の数人については、陪審は評決に達することができなかった。有罪判決を受けた者の中には、上訴して逆転判決を得た者もいた。しかし、最終的に政府は、エンロン社の最高幹部2人の有罪判決を勝ち取った。

私の依頼人は、エンロンの元経理担当者で、財力は限られていた。彼は、有罪を認めることによって、刑期をかなり短くすることもできただろう。しかし、彼は自分が無罪であることを固く信じていた。政府はこの事件の関係者の訴追に莫大な資源を注ぎ込み、ヒューストンの市民（と陪審）はエンロンに軽蔑の念を抱き、ひとつの罪でも有罪になれば服役が長期に及ぶ可能性が高かったが、そうした状況にもかかわらず、私の依頼人は米国政府と対決し、政府側にその主張の立証を迫る道を選んだのである。私は、反対尋問を通じて政府側証人を問いただすことによって、依頼人を支援した。証人の多くは、証言と引き換えに不起訴を約束されていた。私は抗弁の際にも、会計専門家による証言に加えて、最も重要な点として、被告自身にも証言をさせることによって、被告人を支援した。

結局、被告人の同胞である陪審は、全員一致ですべての起訴事実について私の依頼人を無罪とした。エンロン事件のこの依頼人のように、刑事事件の陪審裁判に伴う極めて大きなリスクを取る勇気のある人々にとっては、陪審制度はその機能を果たすことが可能であり、実際に機能している。しかも、うまく機能しているのである。

本稿の作成に当たりミラー・シュバリエの弁護士ネーサン・ランクフォードの助力があった。
本稿に示された意見は、米国政府の見解もしくは政策を必ずしも反映するものではない。

米国弁護士協会（ＡＢＡ）が選んだ裁判映画

The Wrong Man：邦題「間違えられた男」（1957 年）
アルフレッド・ヒッチコック監督が実話に基づいて制作した作品。別人が起こした保険会社での強盗事件の犯人として誤認逮捕され、裁判にかけられる音楽家のマニー・バレストレロ（ヘンリー・フォンダ、左）の苦難を描く。司法制度との苦しい戦いは、この無実の被告人はもちろんだが、それ以上に、彼の妻にとっても大きな試練であり、妻は精神障害者施設に収容される。この映画は「司法という官僚機構のお役所仕事の恐ろしさは、それが、あからさまな不正行為と同じように人の心に悪影響を及ぼし得ることを明らかにしている」とＡＢＡは言う。

© John Springer Collection/Corbis

© CinemaPhoto/Corbis

M：邦題「M」（1931 年）
この裁判における判事と陪審は、ベルリンの名だたる犯罪者たちである。彼らは、幼い子どもばかりを狙った連続殺人犯、ハンス・ベケット（ピーター・ローレ）に対し、倉庫の中で評決を下そうとしている。犯罪者たちは、ベケットの衝撃的な行為に対する警察の捜査が、自分たちの非合法ビジネスの妨げになっているため、彼らなりの正義に基づいて、早くベケットを始末しようと躍起になっている。この映画は「正義というものが、実際には、どんなにとらえどころのない、複雑なものであるかを痛烈に表現している」とＡＢＡは言う。

陪審制度の改善に向けて

グレゴリー・Ｅ・マイズ

陪審をより適切に地域社会を代表するものにし、また、陪審員が複雑な問題をより良く理解できるように裁判の進め方を変える――こうした目標を実現するための原則の推進に取り組んでいる団体が２つある。グレゴリー・Ｅ・マイズは、ワシントンＤＣで事実審判事を務めたことがあり、現在は全米州法廷センター（National Center for State Courts）の司法フェローである。本稿に関する意見やコメントは GMize@ncsc.org. へ。

米国は 1776 年に英国から独立したが、その司法制度の最も重要な要素のひとつとして、英国式の陪審裁判制度を保持した。政府への権力の集中に根強い不信感を抱いていた米国人は、刑事裁判における有罪・無罪、および民事裁判における責任の有無を決めるのは、係争当事者自身と同じ身分の「同胞」が望ましいとされるような、国家および州の憲法を圧倒的多数で承認した。

その後 200 年余りにわたって、米国民は陪審裁判の持つ価値について確固たる意見の一致を維持した。しかし、この間、陪審裁判は引き続き 18 世紀当時の多くの想定や慣行を順守する形で行われた。とりわけ、裁判官と弁護人は裁判をコントロールすることを強く望み、専門用語を多用するとともに、説明抜きで他の裁判参加者に司法手続きを踏むことを強いた。裁判を取り仕切る権限を持つ裁判官は、一般市民である陪審員に対し、陪審は評決を下す最後の瞬間まで沈黙を守り、完全に受動的であることを命じた。

こうした慣行は変わりつつある。1990 年代から、マスコミや司法メディアの記事で、陪審裁判、特に民事訴訟にかかわる陪審裁判が、継続的に非難を受けるようになった。頻繁に係争当事者になる人々（その多くは営利事業者）は、いくつかの多額の、一見不合理な損害賠償裁定を繰り返し例に挙げて、これを民事陪審制度が制御不能になってしまった証拠であると指摘した。刑事裁判でも民事裁判でも、多くの弁護人と依頼人は、陪審員に選ばれた市民の社会的特性が一般住民の特徴を反映していないという不満を述べた。つまり、少数民族や異なる経済的階級の人々を十分に代表していないというのである。

改善を求めて

こうした批判（事実に基づくものであれ、認識に基づくものであれ）に対応するため、米国弁護士協会（ＡＢＡ）と全米州法廷センター（NCSC）は、陪審制度に対する国民の信認と信頼を高めることを目的に、裁判官と弁護士に陪審裁判に関する慣行の改善を促す活発な取り組みを開始した。ＡＢＡは、全米各地の陪審制度専門家、および訴訟に実際に携わっている弁護士から成る、バランスのとれたグループに検討を委託し、その後「陪審および陪審裁判のための諸原則（Principles for Juries and Jury Trials）」を、権威ある解説を添えて公表した。（http://www.abanet.org/jury/pdf/final% 20 commentary_july_1205/pdf）これらの原則は現在、米国の陪審裁判慣行を評価する「究極の判断基準」になっている。NCSC の陪審研究センターおよび全米の多くの事実審判事や弁護士の努力により、これらの原則は、法廷や、政策決定ガイダンスおよび実務研修のための弁護士教育会議で活用されている。

以下、これらの原則の実例をいくつか紹介する。

原則２は、「市民には陪審員として裁判に参加する権利があり、陪審への市民参加は促進されなければならない」と述べている。このため、原則２は、人種、性別、年齢、出身国、身体障害、あるいは性的指向によって、市民の陪審への参加資格が制限あるいは拒否されることがあってはならない、としている。陪審任務に必要な時間は、裁判の必要性に合致する最短の期間とするよう提言している。さらに、陪審員を務める市民に対しては、交通、食事、子育てなどの日常的な経費に見合う額の報酬を支払わなければならない。

原則７は、裁判所は陪審員のプライバシーを保護しなければならないと定めている。例えば、陪審の選任後、裁判所は正当な理由がない限り、陪審員の個人情報の秘密を守らなければならない、としている。また、裁判所は陪審の選任過程において、陪審員候補者に対し、先入観を与える可能性のある事態にそれまでに接した経験があるかどうか、あるいはその訴訟に個人的に微妙な問題が含まれているかどうかについて、他の陪審員がいないところで質問することを奨励している。

原則 10 は裁判所に対し、陪審員候補者名簿の作成に当たって、開かれた、公正で柔軟な手続きによって、地域を代表するさまざまな人々を含めるよう助言している。陪審には人種や性別、所得水準の観点から、裁判所が管轄する地域社会の人口統計学的特性を反映していないものが多すぎるという批判に応え、この原則は、陪審員を務める義務が市民の職業に

よって自動的に免除されることがあってはならない、と述べている。医師、弁護士、警察官、政治家、およびその他の職業に就いている人は陪審員を務める責務を免除されるものと見なしてはならない。この原則はさらに、裁判所は運転免許証登録、有権者登録名簿、所得課税台帳など、複数の情報源を利用して市民を陪審員として召喚しなければならないとしており、その狙いは、ひとつの裁判システムが適用される地域社会のできる限り広範な部分を陪審に参加させることにある。この原則の根底にあるのは、裁判所がその陪審員召喚手続きにおいて「包含性」を追求すれば、国民の間に、係争当事者になった場合、おそらく自らの「同胞」によって裁かれるという確信を高めることになる、という考え方である。

理解の増進

複雑な金融取引や専門的な医療処置にかかわるものなど、現代の裁判の多くにおいて、陪審には事実や適用法を理解する能力がないという批判に応えて、裁判官に対しては、単なる審判にとどまることなくそれを超える存在になるよう、また弁護士に対しては、法廷で闘うだけでなくそれを超える存在になるよう求めている原則もいくつかある。

例えば、原則 13 は、裁判所と当事者が裁判期間を通じて、「事実と法律についての陪審員の理解を積極的に深める」ことを提唱しており、具体的には、次のことを奨励している。すなわち、陪審員がメモを取ること、裁判所の説示や共通の証拠を含む裁判ノートを所持すること、民事裁判で証人に質問書を出すこと、民事上の係争をめぐる長期にわたる裁判においては陪審員間で証拠を検討すること、を認めることである。

また、原則 6 は、裁判における証拠提出以前から、裁判所は、陪審員として召喚された市民に対し、文書や口頭説明、視聴覚資料などを組み合わせて、陪審裁判の不可欠な側面に関する初期のオリエンテーション・プログラムを提供すべきである、と述べている。さらに、原則 6 は裁判所に対し、各陪審裁判の最後に行われる包括的な法律上の説示だけでなく、公判開始前にも基本的な概念や手続きについての説示を与えるよう求めている。もうひとつ重要なこととして、これらの諸原則は、裁判官、弁護士、および鑑定人が一般には理解できない専門用語を使いすぎるという批判に応えて、裁判所は陪審に対する説示を「平易で理解可能な言葉」で行うよう助言している。

裁判所には、評決に至らず評議が難航している陪審に具体的な手助けをするのを避ける慣習があるが、これについて、原則 16 は「明らかな行き詰まり状態になっていることが報告された場合」には、裁判所は法廷弁護人と協議して、陪審を慎重に手助けすることを勧めている。この原則は、評議中の陪審が合意に達するのに苦労していると伝えてきたとき、裁判所が突然受動的になり、沈黙を守りがちになるという長年の慣習に異議を申し立てるものである。原則 16 は、陪審が事態を明確に把握する必要性が最も高いと思われる陪審評議中に、裁判官と弁護人は自らが持つ才能を、惜しまずに気前よく提供すべきである、と提言している。

米国では、陪審裁判は国の宝であり、この正義のための宝石には、絶えず磨きがかけられているのである。

本稿に示された意見は、米国政府の見解または政策を必ずしも反映するものではない。

米国における陪審裁判

民事陪審裁判で原告が勝訴した割合：49%（2005 年）

勝訴した原告に認められた損害賠償額：平均 2 万 8000 ドル（2005 年）

出典：Civil Justice Survey of State Courts（2005）, National Center for State Courts

証人の役割

モーリス・ポスリー

© AP Images/Bill Robles

裁判においては、証人がどのように事実を提示するかによって、陪審員が感情的に影響を受けることがある。モーリス・ポスリーはピュリツァー賞を受賞したジャーナリストで、シカゴ・トリビューン紙に25年間勤務し、2008年に引退した。著書にノンフィクション作品が2冊ある。

米国の裁判所で審理される証拠のうち、証人が発する言葉は、最も有力な証拠の形態のひとつである。証人の証言には、情報を提供する力があるばかりか、事件を審理し、最終的には評決を下す陪審員の感情に影響を与える力がある。

証人の言葉は、犯罪の被害者がどのようにして物を奪われたか、レイプされたか、あるいは撃たれたかを詳述する場合もあれば、息子やきょうだい、あるいは夫を殺害された母親の口から出ることもある。また、銃弾が発射されたり、ナイフが投げられたりした決定的な瞬間にたまたま居合わせた人が証言する場合もある。しかし、いずれにせよ、証人の言葉は強い関心をひく感情的なものになることが多く、裁判で最もドラマチックな瞬間を作り出す。

事件の審理に当たる陪審員は、最終的には、証人の証言が真実であるかどうかを判断しなければならない。判断を下すに当たって、陪審員は証人の言葉や態度と共に、その証言の信頼性を突き崩すことを意図する反対尋問に耐える能力があるかどうかを評価する。

裁判が、罪を問われている個人を訴追するものであれ、民事上の不法行為を犯したとして訴えられた企業を裁くものであれ、裁判における証拠には多くの形態がある。

犯行現場で収集された物的証拠には、指紋やＤＮＡ、弾丸の殻（薬きょう）などがある。また、証拠書類としては、金融機関の記録、企業の電子メールや取締役会決議、署名済みの合意書などがある。

そして、こうした形の証拠が持つ力はそれぞれの裁判で異

なるが、証人が犯罪の目撃者であれ、実際の犯罪被害者であれ、あるいは罪を問われた被告人であれ、証人の証言が陪審員に影響を与えることが多い。

証人にもいろいろな種類がある。刑事事件で最も一般的な証人は警察官と目撃者である。このほか、被告人と交わした会話について証言するために召喚される証人もいる。被告側弁護人が、被告人のアリバイを立証するために証人を呼ぶこともある。また、犯罪に加担したことを否定するため、被告人が自分自身のための証人になることもある。

リハーサル

刑事および民事裁判で証人が実際に証言台に立つ前に、ほとんどの証人の証言は、弁護人によって、細かく批判され、検討され、繰り返しリハーサルが行われている。ほとんどの証人は、出廷するかなり前から、証言に向けた準備をしている。証人の中には、弁護人が準備した模擬裁判を受ける人さえいる。弁護人はその後、模擬「陪審員」と面談し、これらの証人の証言がどのように受け止められたかをチェックする。

証人は証人席に背筋を伸ばして座り、体を陪審員の方に向けるよう指示される。質問に答えている間の証人の顔と身振りが陪審員に見えるようにするためである。これは、審理が裁判官によって行われているか、それとも陪審によって行われているかにかかわらず重要なことであるが、さまざまな職業や階層の男女から成る陪審員が評決を下そうとしている場合、その重要性は飛躍的に増大する。

刑事裁判では、検察官が検察側証人に証言の準備をさせる。検察官は予想される質問を知らせ、それに対する証人の答えができるだけ明確かつ正確なものになるよう努める。普通、検察側証人は、必要以上に動揺して誤った証言をしたりしないようにするため、模擬反対尋問を受けさせられる。

民事裁判および一部の司法管轄分野の刑事事件では、証人（刑事事件における被告人を除く）は、審理開始前に、宣誓した上で訊問を受けることを許される。この証言が法廷での証言と異なる場合には、法廷での証言を弾劾するために使われることもある。

刑事裁判でも民事裁判でも、多くの場合、陪審と裁判官は、証人が真実を語っていると思うか、うそをついていると思うか、あるいは、最も多くの場合、自分が見た、あるいは覚えていると考えることを精いっぱい話していると思うかどうかに基づいて判断を下す。

何世紀にもわたって、目撃者の証言は最も信頼できる証拠のひとつの形態であると考えられてきた。しかし最近では、目撃者証言が非常に信頼できないものである可能性もあることが、かなり多くの研究によって明らかになっている。

ニューヨーク市の「イノセンス・プロジェクト」の研究によると、証人による誤認が米国における誤った有罪判決の最大の原因であるという。ＤＮＡ検査によって確認された、誤った有罪判決の４分の３以上は、目撃者による誤認がかかわっていたという。

証人体験

私は、シカゴ・トリビューン紙に1999年に書いた記事で元検察官の名誉を棄損したとして訴えられた際に、自分自身のための証人を務めたことがある。訴訟は2000年に起こされ、問題の出来事が起きてから5年以上も経った2005年の春、証言台に呼び出された。

私は証人として宣誓し、私の事件を審理している陪審に真実を述べることを誓うよう求められた。ほぼ3日間にわたって証言台に立ち、私の弁護人と、私がその名誉を棄損したとする弁護士からの質問に答えた。

憲法上の理由がないと、質問に答えるのを拒否することはできず、私の事件の場合、そのような理由はなかった。私は、質問を受けた後、少し間を置いて答えを考えてから、その答えを伝えるために陪審員を見た。陪審員が私の目を真っすぐに見て、私が真実を述べているか、うそをついているかを判断できるようにしたかったからである。

私は真実を知っていたが、陪審と裁判官を前に証言台に立ちながら、精神を集中させるのは難しかった。反対尋問では、思考の脈絡を失い、質問が十分に理解できず、正確あるいは真実とは言えない証言をしてしまいやすい。

私は、証人として、誠実であること、そしていかに困難であってもできる限り正確に質問に答えることに気持ちを集中しなければならなかった。

最後は、陪審員が私の言うことを信じてくれることを願った。

そして、その通りになった。

私には損害賠償責任がないとする評決を陪審が下した時、私は泣いた。そして、懲罰として損害賠償金を払うのではなく、自由そのものを失うことになる被告人の立場を、改めて理解した。

本稿に示された意見は、米国政府の見解または政策を必ずしも反映するものではない。

州により異なる陪審制度

ポーラ・L・ハンナフォードアゴール

米国の連邦制度では、各州の法律と国全体の法律はそれぞれ、種類の違う犯罪や民事紛争に適用される。陪審裁判に関する慣行は、州裁判所と連邦裁判所ではやや異なり、州裁判所の間でも違うことがある。ポーラ・L・ハンナフォードアゴールは、全米州法廷センターの陪審研究センター（Center for Jury Studies at the National Center for State Courts）のディレクターである。

陪審裁判は米国の司法制度を代表する特徴のひとつである。毎年、米国ほど多くの陪審裁判が行われる国は世界中どこにもない。その上、米国では陪審裁判はそれほど重大でない刑事事件（軽犯罪）や民事事件、また州によっては地方自治体の条例違反にさえも適用されている。これは、陪審裁判を極めて重大な刑事事件にだけ適用する他の諸国とは好対照である。

陪審裁判は米国の法廷では比較的一般的なことであるが、陪審裁判における手続きは決して統一されたものではない。各州の裁判所によって、また州裁判所と連邦裁判所の間には、陪審裁判の進め方に大きな違いがある。

異なる点のひとつは、審理のために選ばれる陪審員の数である。歴史的に見ると、陪審は12人で構成され、この数は現在でもほとんどの重大な刑事事件で踏襲されている。しかし、それほど重大でない刑事裁判の審理については、16の州が陪審員の数をこれより少なく、6人、7人、または8人としている。民事裁判については、17の州と連邦法廷が陪審員の数を少なくしている。

陪審の評決が全員一致でなければならないかどうかについても、州によって異なる。刑事裁判については、全員一致の評決でなくてもよいと認めている州が2つあり、民事裁判については16の州が全員一致でなくてもよいとしている。

陪審員になる資格については、裁判所は大筋では同じような規則を定めている。すなわち、成人（18歳以上）であること、米国市民であること、その裁判所が管轄する地理的地域の合法的な住民であること、である。しかし、これまでに有罪判決を受けたことのある人が陪審員を務める資格があるかどうかについては、実際には、州による違いが拡大しつつある。つまり、何らかの刑事上の有罪判決を受けた人は永久に資格を失うとする州がある一方で、一定の期間（例えば、10年または20年）が経過すれば陪審員を務めることを認める州がある。また、犯罪歴に関連する資格制限をまったく行っていない州もある。

米国が人口統計学的、言語的にますます多様化する中で、英語に堪能でない人が、外国語通訳の助けを借りて陪審員を務めることを認めることについての議論も盛んになっている。これまでのところ、これを日常的に行っているのはニューメキシコ州だけである。

各州と連邦の裁判所が重なり合っている点も、米国の司法制度の特徴である。米国には3000を超える州裁判所があり、1万6000人以上の州裁判所判事がいるのに対し、連邦地方裁判所の数は94、連邦地裁判事は678人にすぎない。米国の建国者たちは、中央政府が強い権力を持つことに極めて懐疑的だった。そして、州政府の権限が連邦政府によって侵害されないようにするため、憲法を修正するという具体的な措置を取った。その結果、制定法、規則、慣習法に列挙されている法律のほとんどは、実際には州法である。

連邦陪審は、連邦法違反にかかわる事件についてのみ審理を行う。それは、一般的には、州をまたいだ薬剤の製造・流通や犯罪的恐喝、テロなど、米国全体に影響を及ぼす犯罪、労働条件や雇用差別、環境保護に関する法律を含む連邦民事規則違反にかかわる事件、および複数の州の住民にかかわる民事係争などである。連邦陪審における審理の進め方は、おおむね、その連邦裁判所がある州の裁判所の慣行に従うことが多い。

本稿に示された意見は、米国政府の見解または政策を必ずしも反映するものではない。

米国弁護士協会（ＡＢＡ）が選んだ裁判映画

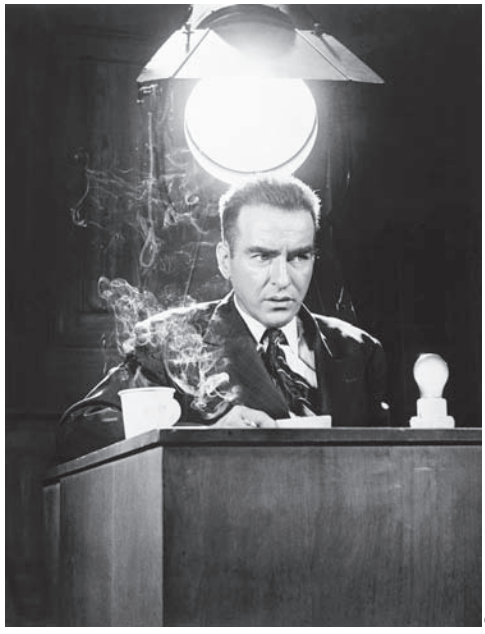

© Bettmann/Corbis

Judgment at Nuremberg：邦題「ニュールンベルグ裁判」（1961 年）
1948 年の軍事裁判で、スペンサー・トレーシー演じる米国人裁判長は、ナチスの法律を執行したとして人道に対する罪で告発された４人のドイツ人判事を裁くことになる。被告人となったドイツ人判事たちが、政治的な圧力によって、裁判官としての信条を放棄したのと同じように、この米国人判事もまた、この事件を寛大に扱うよう求める政治的圧力にさらされる。有罪判決は、共産主義者の勝利と解釈されかねないというのが、その理由である。証言台に立つ強制収容所の囚人を演じるのはモンゴメリー・クリフト

© John Springer Collection/Corbis

Inherit the Wind：邦題「風の遺産」（1960 年）
1925 年にテネシー州の田舎町で実際に起こった有名な事件に基づき、映画はフィクションも織り交ぜながら、中等学校でダーウィンの進化論を教えたことで罪に問われた若い教師をめぐるセンセーショナルな裁判の様子を再現する。互いにやり合う被告側弁護人（スペンサー・トレーシー、左）と検事（フレデリック・マーチ）

ジャーナリストの役割

テッド・ジェスト

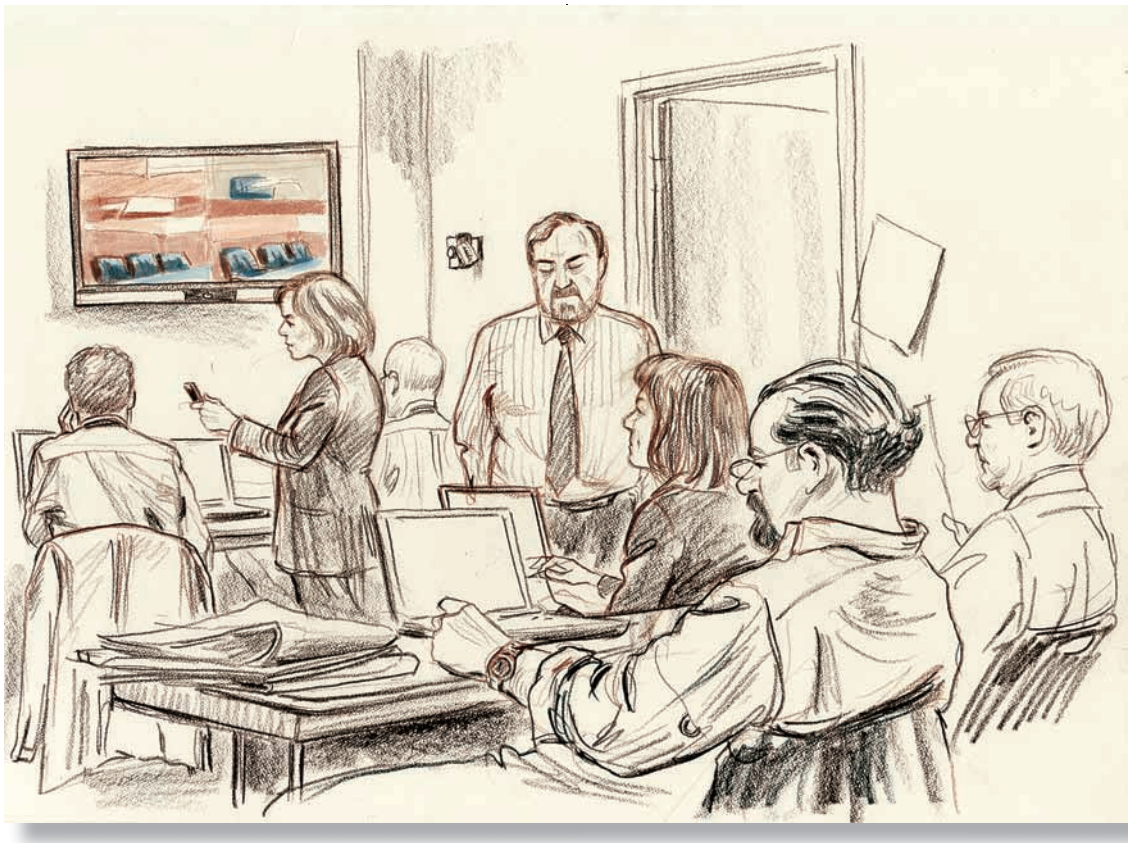

取材記者が陪審裁判を監視することによって、国民は司法制度が公正に機能していることにさらなる安心感を抱く。テッド・ジェストは「刑事裁判ジャーナリスト団（Criminal Justice Journalists）」という団体の会長である。この団体はワシントンＤＣに本拠を置く全国的な組織で、ペンシルベニア大学およびニューヨーク市にあるジョン・ジェイ刑事裁判カレッジ（John Jay College of Criminal Justice）と提携している。筆者のジェストはセントルイス（ミズーリ州）・ポスト・ディスパッチ紙で陪審裁判の取材に当たり、その後、ニュース雑誌「ＵＳワールド＆ニューズ・レポート」に刑事裁判に関する記事を寄稿している。

米国では、法的な争いのほとんどが裁判を必要とせずに解決されているが、陪審を巻き込んだ係争は最も興味深く、予測不可能な争いのひとつとなり得る。公開裁判という米国の伝統は、政府が、十分な証拠をもって犯罪の被疑者を起訴することにより、また無実の人々を罪に問わないことにより、市民を守っているかどうかを国民が判断することを可能にしている。

報道機関は法廷における国民の目と耳の役目を担っている。裁判のテレビ中継が認められている地域でも、ニュース記事には事件の背景、当事者双方の法的戦略、潜在的な証人およびその他の証拠など、重要な情報が含まれている。

広く注目を集める事件の裁判では、ジャーナリストの役割は、陪審が選任されるかなり前の時点から始まる。多くの記事やニュース番組が報道され、陪審員候補者はそれを見たかどうかを尋ねられる。メディアによる報道を予期した裁判官が、陪審に先入観を与えそうな「先触れ」の裁判記事を控えるよう記者に要請することもある。

そうした要請に記者がどう対応するかは、場合によっては、記者がその事件をどう見ているかにかかっている。大きな関心を呼んでいる事件については、裁判の展開の見通しを伝える記事を出さなければならないと、報道機関側が判断する場

合もある。あるいは、記者同士の話し合いで、陪審の選任が行われるまで記事を出すのを遅らせることで合意することもある。

法廷記者が陪審の選任に注目するのは、少数の最もよく知られた事件に限られる。こうした事件の中には、検察官が死刑を求めているものもあり、その場合、裁判を見守っている人々は、何人の陪審員候補者が死刑執行に普段反対しているかについての手掛かりを探す。

陪審員の選任が済むと、記者はほかの事件と同じように裁判を取材し、どの証拠がその日の記事で取り上げる価値があるか判断する。通常、毎日の報道では陪審員に言及することはない。裁判の間に、陪審員が質問をすることのある地域もある。記者はそれをメモし、陪審員の判断がどの方向に傾いているかについて、何か手掛かりがないか調べる。

ジャーナリストが陪審員に対し、変わった形で影響を与えることもある。オレゴン州ポートランドの日刊紙「オレゴニアン」で法廷取材を担当していたジョン・ペインター・ジュニアは、陪審員たちが「ひそかに自分を見守っていて、自分がノートを取ると、彼らもノートを取っている」ことに気付いた。ペインターは、陪審員は何が重要かをペインターが知っていると考え、彼が記録を取っている証言をより重視していた可能性がある、という結論に達した。ペインターは、先入観を与えないようにするため、陪審員から見える席に座らないようにした。

陪審員の意見

ほとんどの裁判は、陪審員による評決の発表でクライマックスに達するが、その評決結果からは、陪審による非公開の審理でどのようなドラマがあったかが明らかになることはめったにない。裁判官の中には、メディアの関心が強いことを知っていて、公判終結後に記者会見形式で陪審員がジャーナリストと話をする段取りをつけてくれる人もいる。その場合、報道陣は、陪審員を自宅や職場まで追いかけなくても取材をすることが可能になる。陪審員の中には、自宅や職場まで追いかけられることをハラスメントと見なす人もいる。

一方、ジャーナリストと陪審員の接触を抑えようとする裁判所もあり、中には、陪審員の名前を伏せて、番号だけで特定する裁判所もある。バージニア州のロアノーク・タイムズ紙の法廷記者、ショーナ・モリソンによれば、彼女の担当地域の裁判官は、陪審員の名前を挙げることや写真撮影を禁止している。裁判が終わると、陪審員は自分の車まで護衛され、陪審員が全員去るまで誰も法廷から出ることを認められない。

裁判官は通常、陪審員に対し、自分の体験を誰にも話す義務はないこと、しかし話をする権利はあることを伝える。多くの記者がこれまでに陪審員とのインタビューに成功し、裁判についての感想や、なぜ特定の評決に達したのかについて聞いている。

陪審員としてのジャーナリスト

時には、ジャーナリストが陪審員に選ばれ、その体験を進んで話すこともある。ワシントンポスト紙の記者だったデニス・コリンズは、ディック・チェイニー副大統領の元補佐官、ルイス・「スクーター」・リビーを2007年に偽証や司法妨害で有罪としたワシントンＤＣの陪審のメンバーを務めた。仲間の陪審員たちはコリンズをスポークスマンに選んだ。コリンズは記者たちに、陪審員の多くはリビーに同情し、複雑な機密漏えい事件の「身代わり」にされたのだと考えた、と語った。

このリビーをめぐる事件が陪審の審理にかけられ、報道記者がそれを目撃することができたという事実は、国家の安全保障問題にかかわる事件でも、米国の法廷では国民の監視の目にさらされる得ることをはっきり示すものであった。

陪審員がジャーナリストと協力して自分たちの体験について書くこともある。カリフォルニア州で、妊娠中の妻を殺害したとして2004年に有罪の評決を受けたスコット・ピーターセンをめぐる衝撃的な裁判に参加した7人の陪審員は、ライターと協力して1冊の本を出した。この本から分かったことのひとつは、何人かの陪審員が「心的外傷性ストレス症候群になってフラッシュバックに悩まされており（中略）また、恐ろしい夢に悩まされている人や、殺害の脅しを受けた人、身体的な痛みという症状のある人もいる」ということである。

法的問題をジャーナリストとして取材することは、陪審員を務めることと矛盾しないと考えられている。筆者自身、ワシントンＤＣで陪審員として召喚された際、自分は刑事裁判に関する本を書いたことがあり、それが自分の意見を偏ったものにする可能性があることを、裁判官と双方の弁護人に伝えたが、それでも陪審員を務めることになった。

本稿に示された意見は、米国政府の見解または政策を必ずしも反映するものではない。

現実を映し出すＴＶドラマ「ロー＆オーダー」

リチャード・スウェレンへのインタビュー

© NBC Universal Photo Bank

2008 年に製作されたエピソードのひとつ「Challenged」のシーンから。左から右へ：ケビン・バーナード刑事（アンソニー・アンダーソン）、アニタ・バン・ビューレン警部補（Ｓ・エパサ・マーカーソン）、サイラス・ルポ刑事（ジェレミー・シスト）

「ロー＆オーダー（Law & Order）」は、現実の刑事司法制度の、時として苦渋に満ちた複雑さを映し出すことによって、19 年間にわたって米国のテレビファンを魅了してきた。撮影はすべてニューヨークでのロケで、毎回 1 時間の番組はひとつの犯罪、通常は殺人事件を、最初は事件を捜査し容疑者を逮捕する警察の視点から、次に、司法取引の成立を図ったり、陪審に被告の罪を納得させようとしたりする検察官の視点から、検証する。各回のエピソードは、立件に向けての困難な取り組みを扱ったものが多い。例えば、裁判官が法律上の細かい規則を理由に警察側の証拠提示を許可しない場合などである。リチャード・スウェレンは、「ロー＆オーダー」の脚本家兼プロデューサーになる前、15 年間にわたって刑事弁護士を務めたキャリアを持つ。聞き手は、Ｅ－ジャーナルＵＳＡ編集長のブルース・オデッセイ。

問：裁判シーンは映画やテレビの重要な要素です。殺人事件をめぐる裁判の陪審を描いた、1950 年代米国映画の名作のリメーク「十二人の怒れる男」（原題：12 Angry Men）のロシア版も登場しています。裁判を取り上げた映画やテレビがこんなに多いのはなぜでしょうか。

スウェレン：そこに必然的にドラマと対立があるからです。人の人生が大きく左右されます。ドラマチックな物語を描きやすいのです。

問：「ロー＆オーダー」は米国のテレビで 19 年間にわたって放映されてきました。海外でも人気があります。陪審裁判が行われていない国や、おそらく、法の支配が確立していない国でも人気があります。この番組の魅力の秘密は何でしょうか。

スウェレン：人気があるのは、45 分の一話完結ドラマだからです。前回の分を見る必要もなければ、1 年とか 5 年とか続けて見る必要もありません。すぐに話の中に入っていけます。番組を見るのに、予備知識が要らないのです。

私たちは人の関心を引く犯罪を選ぶようにしています。人々は犯罪や刑事ドラマに興味をかき立てられます。犯罪は

あらゆる言語に翻訳可能なものなのです。

問：画面で法律的な手続きなどについて本物感を出すために、ライターとしてどのような方法を取っていますか。

スウェレン：この仕事に就く前、私は15年間、刑事弁護士をしていました。制作スタッフには、もともと弁護士で、今は脚本を書いている人が数人いて、私たちは物事をかなりの程度まで正真正銘な形で描こうと思っています。もちろん、公判が10分しかかからないように見せるために、現実的ではない近道を使うこともあります。例えば、告発された殺人犯を、実際には法廷でしか行われない手続きのために、裁判官室へ連れて行くこともあります。

問：そうした創作の自由を使うことは、司法制度に対する視聴者の考え方をゆがめる恐れがあると思いますか。

スウェレン：いいえ、そうは思いません。この番組は、ある意味で、刑事司法制度がどのようにして機能しているかを、人々に教えている、と私は思っています。一般の人が、証拠の排除をめぐる審問について私に話をしてきます。これは、憲法に違反して得られた、被告人に不利な証拠を裁判官が除外するためのものですが、このように、以前は知らなかったことを「ロー＆オーダー」で初めて聞いたという人たちがいます。私が知っている番組の中で、これほど洗練された形で刑事司法制度を扱っている番組はこれまでなかったと思います。

問：番組をしばらく見ていると、倫理的な問題、すなわち、事件の解決にかかわる道徳的な問題は概して複雑であり、難しい選択を迫られるものだ、ということが分かってきます。こうした考え方を、番組を制作する際の原則としてどの程度重視しているのですか。

スウェレン：私たちは、「ロー＆オーダー」の良いエピソードでは、警察が捜査を行う前半が犯罪ミステリー、後半が道徳ミステリーになっていると考えています。番組の前半は普通、「誰がそれをしたか」であり、後半は「なぜそれをしたか」ですが、この「なぜ」という点が、特定の状況の中で何が正義なのかについて、番組に登場する検察官に異なる視点を取らせる動機付けになります。私たちは、明確に白黒のつけ難い、道徳的に多少灰色の部分のある題材を選び、それについて登場人物が何か興味深い立場を主張する、といった形にしたいと思っています。

問：正義が最後に勝つという話ばかりではありませんね。何らかの形の妥協もよく見られます。犯罪者が罰を逃れることさえあります。このように大衆文化の伝統から逸脱するのはなぜですか。

スウェレン：現実の世界では、無実の人が有罪にされ、罪を犯した人が罰を免れ、ほとんどの事件が司法取引によって決着します。この番組の趣旨は、毎回、視聴者に最後にはいい気分になってもらうとか、満足感を持ってもらうとかいうことではなく、世の中の現実を映し出すことにあります。正義は常に勝ち、悪は常に滅びるというものではないからです。「Crime-busters」というエピソードでは、同程度に疑わしい2人の被疑者のいずれについても検察側が犯罪を立証できなかったため、放火火災で赤ん坊を殺害した犯人が罰を免れました。

問：あなた自身、弁護士として、陪審裁判はほとんどの場合正しい裁きを下していると言えますか。

© NBC Universal Photo Bank

2005年のエピソード「Ghosts」から。左から右へ、ジョー・フォンタナ刑事（デニス・ファリーナ）とエド・グリーン刑事（ジェシー・L・マーティン）

スウェレン：50%以上という意味なら、答えはイエスです。

問：陪審が正しい結論を出す確率がもっと高くならないのはなぜでしょうか。

スウェレン：当事者間に、反則すれすれの駆け引きがあるからだと思います。偽証もあると思います。人々が法廷でうそをつくのです。規則というものは完全ではありません。裁判官も完全ではありません。弁護士も完全ではありません。この制度は科学的なプロセスではないのです。私たちができる最善のことにすぎないのです。不十分な点があるわけです。

問：警察官と検察官は、たいて

© NBC Universal Photo Bank

1994 年のエピソード「Virtue」から。サラ・マスリン（レジーナ・テイラー）

いの場合、肯定的に描かれています。そもそも、彼らが否定的に描かれることはあるのでしょうか。

スウェレン：私たちの番組の登場人物は、時には、違法すれすれのことをします。常連の登場人物ではない、別の警察官に悪いことをさせたこともあります。警察官を訴追したこともあります。警察がいかに素晴らしいかということばかり描いているわけではないのです。「Black, White and Blue」というエピソードでは、制服警官がささいな罪を犯した青年を、罰として犯罪多発地域へ車で連れて行って置き去りにし、青年はそこで殺害されました。

問：番組の脚本を書く時、あなたが頭の中で考えている視聴者はどんな人たちですか。また、その視聴者はどの程度の法律知識を持っていると想定していますか。

スウェレン：私たちが描いている視聴者像は、平均的な、成人の米国人テレビ視聴者です。誰にでも理解できるようにと、内容を易しくしすぎないようにしています。人々は刑事司法や裁判の基本的なことを理解できると私たちは考えています。現在テレビで放送されている他の番組のことを考えれば、私たちの番組はかなり高いレベルの人々にアピールしていると考えたいと思っています。

問：この番組について、他の弁護士、警察官、裁判官は何と言っていますか。

スウェレン：時々、あんなことは起きるはずがないとか、こんなことは起きるはずがない、といった手紙が来ます。弁護士からは「それは実に素晴らしアイデアだ。私が今扱っている訴訟に使える」といった手紙が来ることもあります。しかし、そういうことは、おそらく、どの専門職でも同じでしょう。もし医師が医療ドラマを見れば、その中で、内容を省略したり脚色したりしたところがすぐ目に付くと思います。私たちがドラマの内容を本物に近付けようと真剣に努力していること、しかし、話を面白くするために脚色することも時にはあることを、刑事司法分野の人々は認識していると私は思います。そして、彼らは、私たちの作品がドキュメンタリーではなく、テレビ番組であるということを理解していると思います。

問：長い年月の間に、番組の焦点は変わりましたか。

スウェレン：それほど変わっていません。今でも、ほとんどの場合、ニュースで話題になった犯罪に焦点を当てています。つまり、実際の出来事に基づいた番組だということです。それが、19 年間にわたって、私たちがやってきたことです。

問：番組のキャスト全員が何度か変わりました。この点、スター俳優を中心に構築される大多数のテレビ番組とはかなり違います。このように番組の形が違う中で、「ロー＆オーダー」はどうやって成功を収めているのですか。

スウェレン：この番組の主眼は番組の中で語られる物語であり、登場人物はそれほど重要ではありません。犯罪とその訴追が主役なのです。おおむね、登場人物の私生活が描かれることはありません。つまり、仕事をしていないときに、彼らが何をしているかはわかりません。登場人物について知ることができるのは、彼らがその週の物語で扱っている特定の事件にどう取り組んでいるかということだけです。そして、彼らがその事件にどう対応するかによって、その性格や人柄が作り上げられていくのです。

問：今期は、若手の刑事が 2 人登場していますね。以前はもっと年上の刑事でした。なぜそのように変えたのですか。

スウェレン：19 年の間に、登場人物も年を取ってきました。フレッシュな顔を加えて、昔からのファンほどにはこの番組に馴染みのない若い視聴者層にもアピールするのはいいことです。

問：この番組は制作スタイルがいつも同じですが、そのことは強みになっていますか、それとも弱みですか。

スウェレン：両方です。もちろん、私は脚本家として、あまり定型的でないものを書くことができればと思っていますが、それには実際には極めて難しい、ある種の細心さが要求されます。この番組を制作するのは実際には非常に複雑な作業で、そのためのスキルをマスターする必要があります。

問：元開業弁護士として、またこの番組の脚本家として、海外の陪審制度を採用していない国、あるいはおそらく法の支配さえ存在しない国に対して、何かメッセージはありますか。

スウェレン：米国の警察と検察は真剣に正義を求めています。彼らも人間ですから、間違いを犯します。個人的な問題がじゃまをすることもあります。陪審制度は完全なものではありません。国によっては、ほかの制度の方がうまく機能するかもしれません。しかし、米国では米国の制度がうまく機能している、と私は信じています。

このインタビューで示された意見は、米国政府の見解または政策を必ずしも反映するものではない。

追加資料

米国陪審制度と司法制度に関する書籍、記事、ウェブサイト

Books and Articles

Abramson, Jeffrey. We, the Jury: The Jury System and the Ideal of Democracy. New York, NY: Basic Books, 1994.

Aitken, Robert. Law Makers, Law Breakers and Uncommon Trials. Chicago, IL: American Bar Association, 2008.

Asimow, Michael. "12 Angry Men: A Revisionist View." Chicago Kent Law Review, vol. 82, no. 2 (2007) : pp. 711-726.
http://lawreview.kentlaw.edu/articles/82-2/Asimow% 20 Author% 20Approved% 20Edits(H)(P).pdf

Burnett, D. Graham. A Trial by Jury. New York, NY: Knopf, 2001.

Burns, Robert. The Death of the American Trial. Chicago, IL: University of Chicago Press, 2009.

Digital Evidence in the Courtroom: A Guide for Law Enforcement and Prosecutors. Washington, DC: National Institute of Justice, 2007.
http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/211314.pdf

Ferguson, Robert A. The Trial in American Life. Chicago, IL: University of Chicago Press, 2007.

Hans, Valerie P. Business on Trial: The Civil Jury and Corporate Responsibility. New Haven, CT: Yale University Press, 2000.

Mize, Gregory E., and Paula Hannaford-Agor. "Building a Better Voir Dire Process." The Judges' Journal, vol. 47, no. 1 (Winter 2008).
http://www.ncsconline.org/d_research/cjs/BuildgBetterVoirDire_000.pdf

Ostrom, Brian J. The Mosaic of Institutional Culture and Performance: Trial Courts as Organizations. Washington, DC: National Institute of Justice, 2005.
http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/grants/212083.pdf

Read, D. Shane. Winning at Trial. Louisville, CO: National Institute for Trial Advocacy, 2007.

Sandler, Paul Mark. Anatomy of a Trial: A Primer for Young Lawyers. Baltimore, MD: MICPEL, 2008.

Shdaimah, Corey S. Negotiating Justice: Progressive Lawyering, Low-Income Clients, and the Quest for Social Change. New York, NY: New York University Press, 2009.

Shelton, Donald E. " 'CSI Effect': Does It Really Exist?" NIJ Journal, issue 259 (March 2008) : pp. 1-6.
http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/221501.pdf

Strebeigh, Fred. Equal: Women Reshape American Law. New York, NY: W.W. Norton & Co., 2009.

Sundby, Scott E. A Life and Death Decision: A Jury Weighs the Death Penalty. New York, NY: Palgrave MacMillan, 2005.

Verrone, Patric M. "The 12 Best Trial Movies." ABA Journal (November 1989).
http://www.supremecourt.ne.gov/students-teachers/movies.shtml

Vidmar, Neil, and Valerie P. Hans. American Juries: The Verdict. Amherst, NY: Prometheus Books, 2007.

米国の陪審の仕事

陪審裁判で刑事被告人が有罪と宣告される率：71 パーセント

陪審裁判によらず司法取引で決定した刑事裁判の率：69 パーセント

陪審審議が行われる前に棄却となった刑事裁判の率：10 パーセント

出典：Are Hung Juries a Problem? (September 2002), National Center for State Courts.

Web Sites

American Association for Justice
International coalition of legal professionals working to ensure that victims of negligence can obtain courtroom justice.
http://www.justice.org

American Bar Association
The national organization representating the legal profession.
www.abanet.org

American Judicature Society
Nonpartisan organization of judges and attorneys seeking to improve the justice system.
http://www.ajs.org

American Tort Reform Association
National organization dedicated to reforming the civil justice system.
www.atra.org

Brennan Center for Justice
Public policy and law institute focusing on fundamental issues of democracy and justice.
www.brennancenter.org

Center for Jury Studies
Features research papers on topics related to juries and jury trials. Topics include hung juries, juror stress, and jury trial innovations. From the National Center for State Courts (NCSC).
http://www.ncsconline.org/Juries/

Famous Trials
Accounts, maps, photos, transcript excerpts, and other materials about trials of the past.
http://www.law.umkc.edu/faculty/projects/ftrials/ftrials.htm

Justice at Stake Campaign
Works for reforms to ensure that politics and special interests do not influence the courtroom.
www.justiceatstake.org

National Center for State Courts
Seeks to improve the administration of justice through leadership and service to state courts.
www.ncsconline.org

The Plea
Accompanies a PBS Frontline television documentary on plea bargaining in criminal court cases.
http://www.pbs.org/wgbh/pages/frontline/shows/plea/

Real Justice
Accompanies a PBS Frontline television documentary on the experiences of real prosecutors and defense attorneys.
http://www.pbs.org/wgbh/pages/frontline/shows/boston-da/

printed in Japan

U.S. Courts Library

A clearinghouse for information from and about the judicial branch of the U.S. government.
http://www.uscourts.gov/library.html

For Students

Anatomy of a Murder: A Trip Through Our Nation's Legal Justice System

Lessons about the U.S. justice system by following a murder case from the discovery of the body through the trial of the accused, including topics such as search and seizure, right to an attorney, self-incrimination, and the death penalty.
http://library.thinkquest.org/2760/

The Case of Stolen Identity

A graphic novel from the National Center for State Courts to help readers understand how courts preserve a democratic system.
http://www.ncsconline.org/D_Comm/Images/justice_case_files_02_preview.pdf

Inside the Courtroom: United States Attorneys Kids Page

An introduction to the workings of U.S. courtrooms, including a description of federal prosecutors and U.S. attorneys, an illustrated guide to a courtroom and its participants, and a glossary.
http://www.usdoj.gov/usao/eousa/kidspage/

Our Courts: 21st-Century Civics

Civic games, lesson plans, resource links, civics-in-action projects, and more. Sponsored by retired U.S. Supreme Court Justice Sandra Day O'Connor, Georgetown University, and Arizona State University.
http://ourcourts.org/

Washington Courts: Educational Resources

Online educational resources from the Washington State courts, including lesson plans and video lessons for grades K-12. Also provides guides to the court system, court terminology, and jury duty, and resources on judicial education and mock trials.
http://www.courts.wa.gov/education/

米国国務省は上記にリストされている資料の内容と利用の可能性について一切の責任を負いません。
2009 年 7 月時点で、すべてのインターネット上のリンクは有効でした。

米国大使館 / アメリカンセンター
レファレンス資料室

札幌アメリカンセンター・レファレンス資料室
〒 064-0821 札幌市中央区北 1 条西 28 丁目　米国総領事館内
Tel ：011-641-3444
Fax：011-641-0911

米国大使館レファレンス資料室
〒 107-8420 東京都港区赤坂 1-10-5
Tel ：03-3224-5292 （レファレンスサービス）
Tel ：03-3224-5293 （来館予約）
Fax：03-3505-4769

名古屋アメリカンセンター・レファレンス資料室
〒 450-0001　名古屋市中村区那古野 1-47-1　名古屋国際センタービル 6 階
Tel ：052-581-8641
Fax：052-561-7215

関西アメリカンセンター・レファレンス資料室
〒 530-8543　大阪市北区西天満 2-11-5　米国総領事館ビル 6 階
Tel ：06-6315-5970
Fax：06-6315-5980

福岡アメリカン・センター・レファレンス資料室
〒 810-0001　福岡市中央区天神 2-2-67
Tel ：092-733-0246
Fax：092-716-6152

米国大使館 のウェブサイト

米国大使館：http://japan.usembassy.gov/tj-main.html

American View：http://japan.usembassy.gov/american-view.html

レファレンス資料室：http://japan.usembassy.gov/j/ircj-main.html

アメリカ早分かり：http://aboutusa.japan.usembassy.gov/